

豊山町地域強靭化計画

(案)

令和8(2026)年3月

豊山町

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 豊山町を強靭化する意義	1
3. 計画の位置付け等	2
第2章 豊山町の地域特性等.....	3
1. 豊山町の地域特性	3
2. 豊山町に影響を及ぼす大規模自然災害.....	7
第3章 豊山町における強靭化の基本的な考え方	13
1. 豊山町地域強靭化の基本目標.....	13
2. 対策目標	13
第4章 脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針	15
1. 脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針	15
2. 重要業績指標	18
(別紙) I 強靭化の推進方針.....	19
1. リスクシナリオごとの強靭化の推進方針.....	19
2. 施策分野ごとの強靭化の推進方針	39
(別紙) II 脆弱性評価結果.....	56
1. リスクシナリオごとの脆弱性評価結果.....	56
2. 施策分野ごとの脆弱性評価結果.....	78

第Ⅰ章 計画の策定趣旨、位置付け

Ⅰ. 計画の策定趣旨

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、南海トラフ沿いでマグニチュード8～9程度の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされているとともに、前回の南海トラフ沿いの大規模地震である昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年）の発生から約80年が経過することから、いつ大規模地震が発生してもおかしくない状況です。また、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されています。さらには、大雪災害による交通をはじめとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生しています。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要があります。

国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされました。（第4条）豊山町地域強靭化計画（以下「本計画」という。）は、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の豊山町の強靭化に関する施策を国・県全体の国土強靭化政策との調和を図りながら、国や県、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものです。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靭化施策の実施により強靭な地域づくりを図るため、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとします。

2. 豊山町を強靭化する意義

後述する地域特性や本町において想定される被害も考慮したうえで、豊山町を強靭化する意義を以下に示します。

東日本大震災の発生を受け、平成23（2011）年度から平成25（2013）年度にかけて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（以下「地震被害予測調査」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかとなりました。また、愛知県は、明治以降のみを見ても、濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、甚大な大規模自然災害等を経験しています。

豊山町を強靭化する第1の意義は、巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、町民の生命・財産や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、中部圏の社会経済活動を確実に維持することです。

また、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない社会経済活動のシステムを確保することにより、県、近隣自治体、民間事業者、経済団体等それぞれに、平時における状況の変化への対応力や、生産性・効率性の向上をもたらすことが期待されます。

豊山町を強靭化する第2の意義は、日本の基幹的産業の中核として「モノづくり」でわが国の産業・経済をリードする愛知県に寄与することにより、平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体、さらには世界に貢献することです。このため、非常時における防災・減災等の効果のみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有效地に活用される対策となるよう工夫することが求められます。

豊山町の強靭化の推進に当たっては、これらの意義を常に念頭において、この地域の重要性や地域特性等を鑑み、過去の自然災害の教訓や、女性や障害者などの多様な視点を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策に取り組んでいきます。

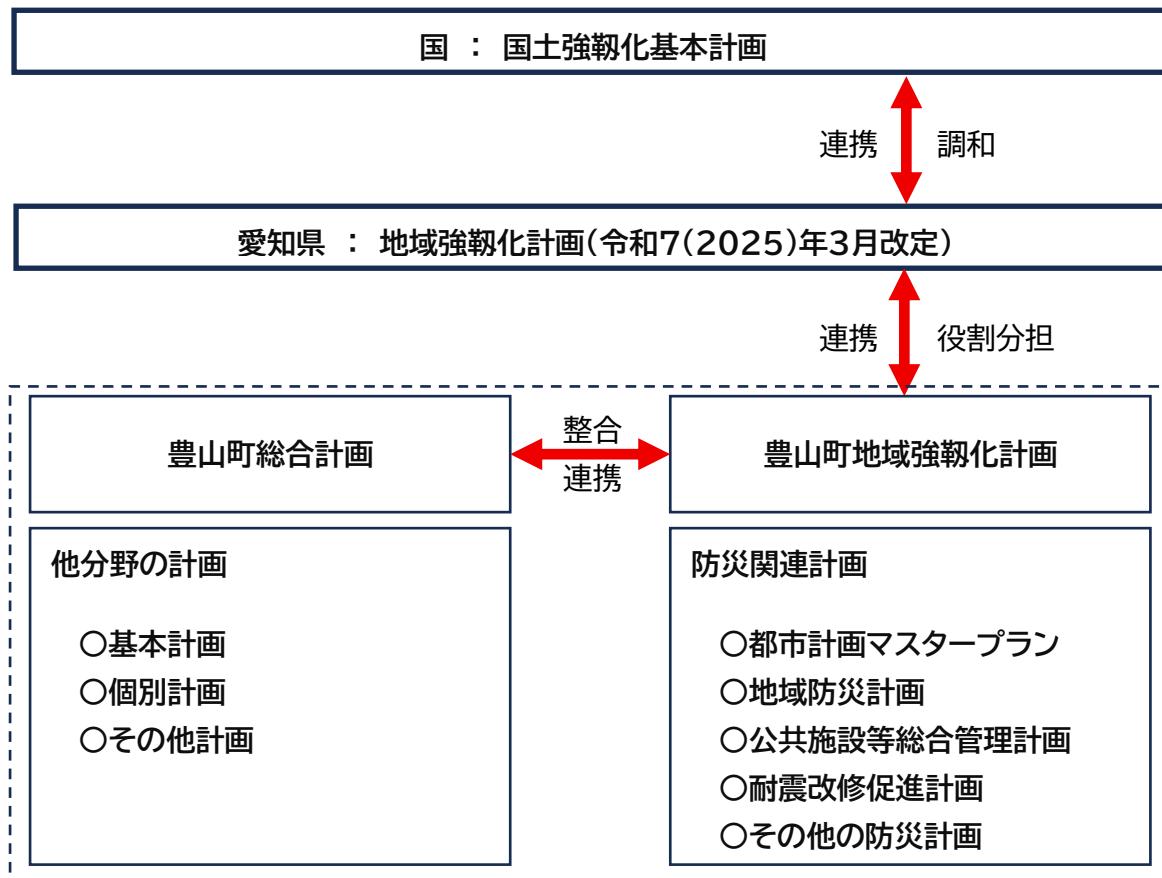
3. 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づいて策定し、地域の強靭化に係る部分は、本町が有する各種計画等の指針となるものです。このため、豊山町総合計画とも整合を図りながら、策定を行います。

また、本計画は、国土強靭化基本計画との調和を保ちつつ、愛知県地域強靭化計画との連携・役割分担を考慮するものとします。

【計画の位置付け】



(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は、豊山町全域とし、本町が主体となる取組を中心としますが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靭化に必要となる国や県、近隣自治体、民間事業者等との連携や役割分担を考慮した内容とします。

(3) 計画期間

計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、本計画の見直しの必要性が高まった場合には、適宜見直しを行うこととします。

第2章 豊山町の地域特性等

I. 豊山町の地域特性

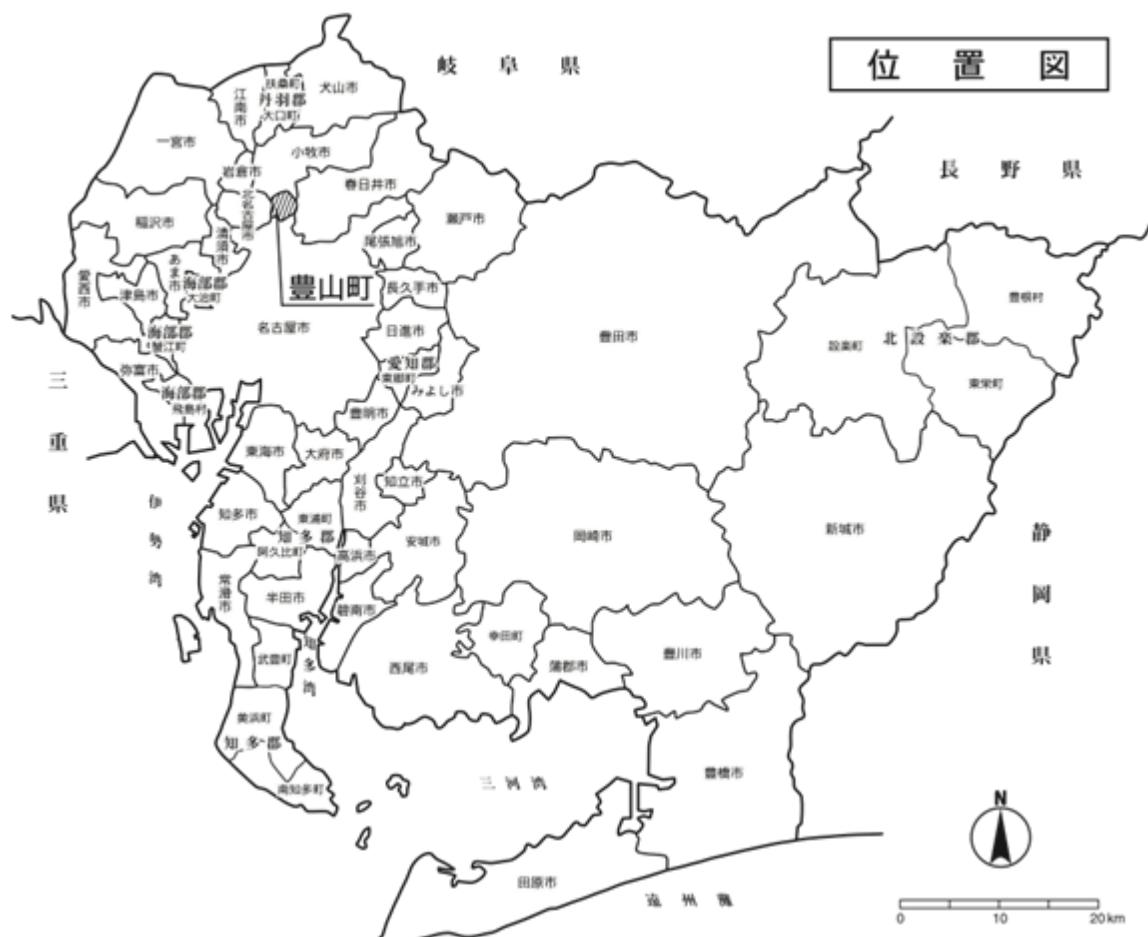
(1) 位置・面積

本町は、名古屋市の北部に隣接し、濃尾平野のほぼ中央に位置する県内で最も面積が小さい自治体です。南北約3.2km、東西約2.7km、総面積は6.18km²、海拔は7~9mとなっています。南は名古屋市北区、東は春日井市に接し、北は小牧市、西は北名古屋市にそれぞれ接しています。

町域は起伏の少ない平野地ですが、町域の約3分の1(1.8km²)に相当する名古屋空港が位置する町の北東側は、南西側に比べて標高が高くなっています。

交通では、町を南北に貫き国道41号と、名古屋高速11号小牧線が通っています。この路線は、名古屋市中心部と東名高速道路・名神高速道路の「小牧インターチェンジ」を結び、沿線に小牧トラックターミナルや名古屋市中央卸売市場北部市場などの流通拠点をはじめ、名古屋空港がある幹線道路網です。

【本町の位置図】



資料:豊山町統計資料集

(2) 土地利用・都市基盤

令和6(2024)年時点において、田と畠を合わせた農地が7.4%、宅地が35%、空港・道路等の公共用地が51.6%となっています。なお、近年は農地や低未利用地の宅地化が進み、住宅用地が増加する一方、農地は減少傾向にあります。

愛知県は、大規模災害時に全国からの救助・救援人員や支援物資を受け入れ、被災地域や地域の防災拠点に迅速・的確に供給する「基幹的広域防災拠点」の整備を豊山町青山地区で進めています。基幹的広域防災拠点は、新たに整備を行う消防学校及び神明公園を含む公園で構成されています

【本町の土地利用構想図】



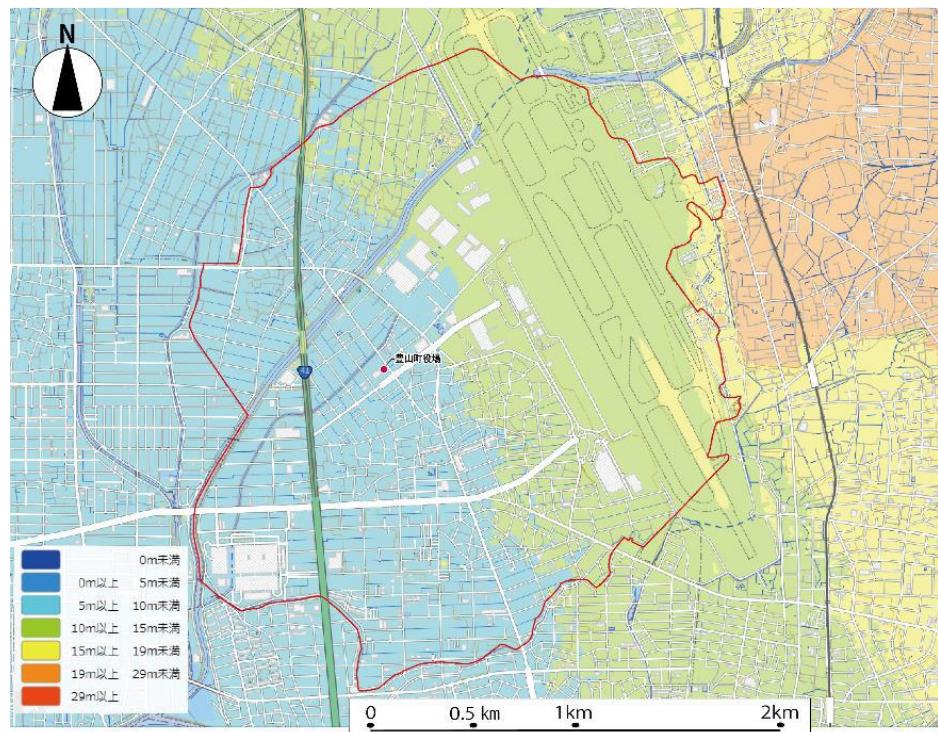
資料:第5次総合計画 基本構想

(3) 河川

町内には、庄内川水系新川に流入する一級河川の大山川、準用河川の久田良木川、境川等の河川が流れています。大山川については、昭和50年代中頃に名古屋空港内の大規模な暗渠化工事が行われ、その後は、県下最初の総合対策事業をはじめとした本格的な河川改修が行われました。現在、大山川の一部は緑道として整備されており、神明公園とともに水と緑に親しむ場所となっています。

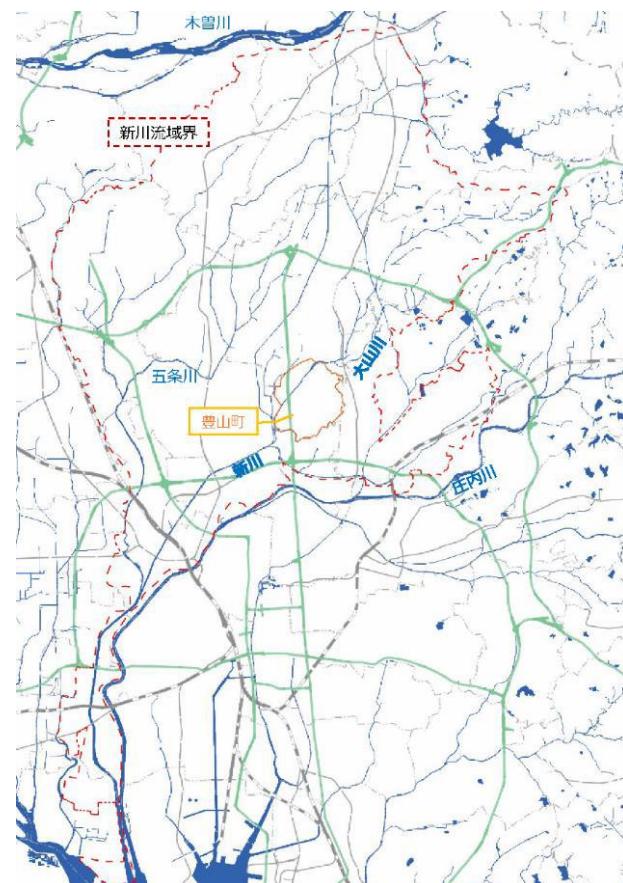
近年は、新川流域における都市化の進展が著しく、従来の治水施設のみでは早急に治水安全度を向上させることが困難となっています。そのため、治水施設の整備に加え、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等の総合的な治水対策に取り組んでいます。

【本町の地形】



資料:「地理院地図色別標高図」より作成

【新川流域位置図】



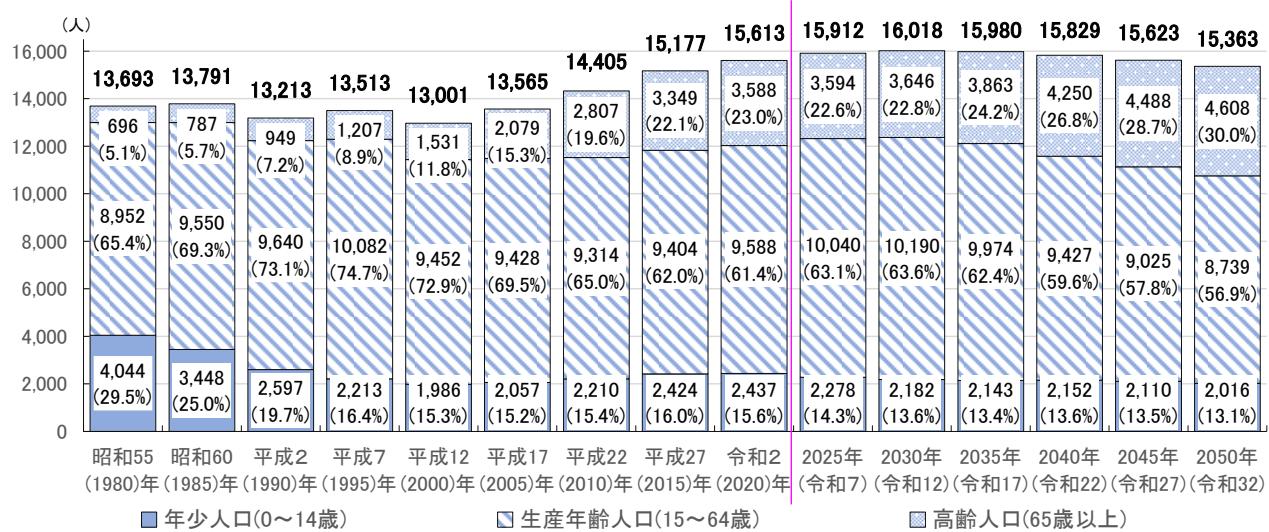
資料:「特定都市河川浸水被害対策法に指定される
特定都市河川流域図」より作成

(4) 人口

本町は、その立地的特徴から、名古屋市のベッドタウンとして人口が増加し続けており、令和2(2020)年の国勢調査では、15,613人となっています。また、近年の推移をみても、平成12(2000)年以降、おむね増加傾向となっています。ただし、人口構造の内訳をみると、高齢人口(65歳以上)の人数は年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)に比べて著しく増加するなど、本町においても高齢化の進行がうかがえます。

令和12(2030)年に16,018人になると予測されていますが、以降は減少傾向となっています。

【本町の人口推移】



資料:国勢調査、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(5) 社会資本の老朽化

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、国と地方において学校、公営住宅等の公共施設(建築物)や道路、橋梁、上水道、下水道、公園等が集中的に整備されました。これらの社会資本の老朽化が急速に進み、今後、多額の更新費用が必要となることが見込まれます。

本町では、令和4(2022)年3月に改訂した豊山町公共施設等総合管理計画に基づき、急速に進む社会資本の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を図っています。

(6) 産業活動

本町には、県営名古屋空港周辺に航空機産業及び産業観光施設が立地しており、わが国の航空機産業の中核として重要な役割を担っています。なお、当産業を支える企業は、その多くが中小規模の事業所によって構成されています。

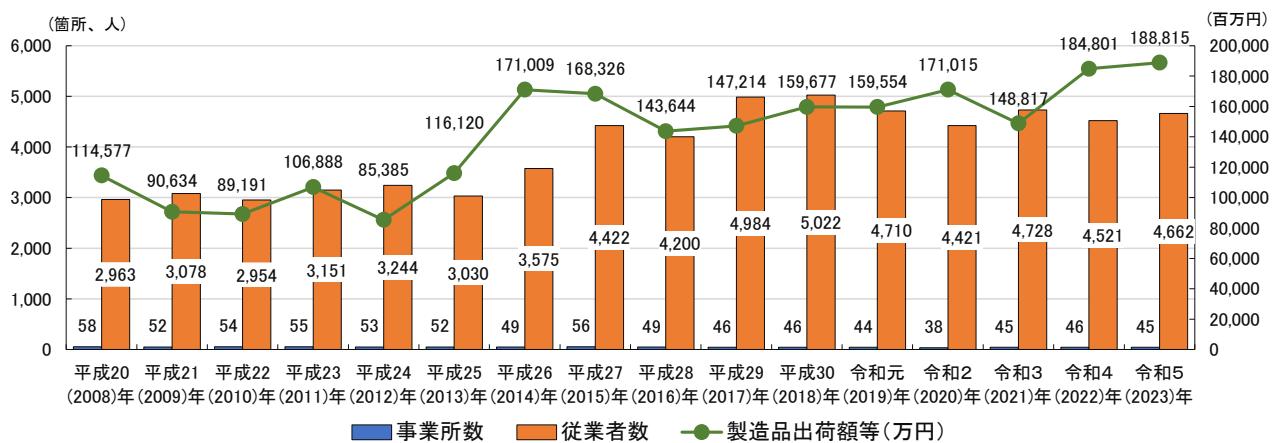
また、特に工業に関しては、令和5(2023)年に事業所数45か所・従業者数4,662人となっています。事業所数は、令和2(2020)年を除き、平成29(2017)年以降概ね45か所前後、従業者数は令和2(2020)年と令和4(2022)年を除き、令和元(2019)年以降概ね4,700人前後で推移しています。

製造品出荷額等は、令和5(2023)年に188,815百万円と平成28(2016)年以降は増加傾向

を示しています。

本町の農業については、農家数・経営耕地面積のいずれも減少の一途をたどっています。

【本町における製造品出荷額等の推移（従業員4人以上の事業所）】



資料:工業統計調査、令和4(2022)年以降「経済構造実態調査」

「経済センサス-活動調査」の実施年は、経済センサス-活動調査の中の製造業に関する調査事項

	金額	備考
農業産出額	60百万円	農林水産省 令和5年市町村別農業産出額(推計)
製造品出荷額等	188,815百万円	2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査
年間商品販売額 (卸売業、小売業)	224,089百万円	総務省・経済産業省 2021年経済センサス-活動調査

2. 豊山町に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、豊山町に被害が生じる大規模自然災害を基本とし、災害の規模等は限定しません。一方で、豊山町の強靭化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、地震などの具体的な被害想定や、過去の災害事例等を参考としました。なお、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮します。

(2) 地震により想定される被害

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、南海トラフ地震等が想定されています。また、内陸型地震では、養老-桑名-四日市断層帯等による地震が想定されています。

県の地震被害予測調査（2014年5月公表）（以下愛知県被害予測結果）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりです。

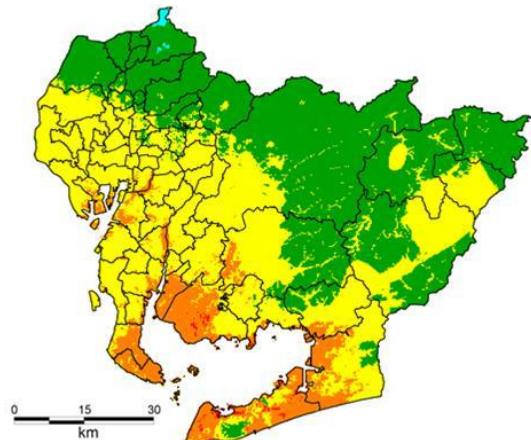
想定モデル	解説
過去地震最大モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデル。
理論上最大想定モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの。 ・国が平成24（2012）年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。 ・主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した。 <p>【愛知県の検討ケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の地震ケース（5通り）の内、①陸側ケース及び②東側ケース

（3）強い揺れ、液状化に伴う被害

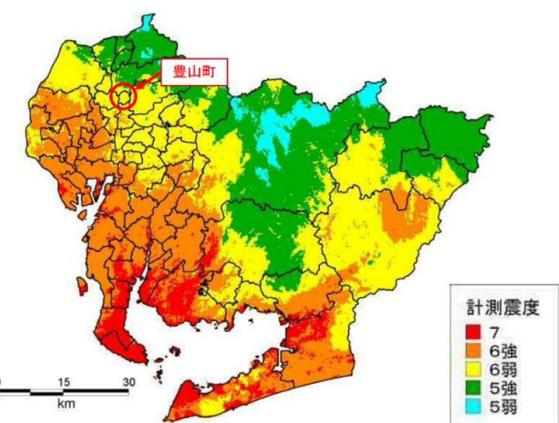
愛知県被害予測結果における「過去地震最大モデル」での県全体の地震動の想定結果は、下記のとおりです。

震 度	震度7 : 7市町 震度6強 : 21市町村 震度6弱 : 22市町村 震度5強 : 4市町
津波高（最大）	10.2m（田原市（渥美半島外海））
津波到達時間（最短）	9分（豊橋市（渥美半島外海）） ※津波高30cm
浸水想定域（浸水深1cm以上）	約26,500ha

【震度分布】



過去地震最大モデル



理論上最大想定モデル（陸側ケース）

(4) 過去の地震被害

明治24(1891)年に発生した濃尾地震では、2%強の住家が全壊し、1割強の住家が被害を受けています(死者・負傷者については発生していません)。

昭和19(1944)年に発生した東南海地震では、震源から150km以上離れていることから、濃尾地震に比べて震度階で2段階小さくなっていますが、被害が発生した記録はありません。

記録に残っている既往地震による豊山町の被害状況は、下記のとおりです。

【濃尾地震(1891.10.28 M8.0)における豊山町域の被害状況】

豊山町	旧地名	想定震度	総戸数	死者	負傷者	全壊		半壊	
						住家	非住家	住家	非住家
	豊場村	6強	481	0	0	7	27	40	80
	青山村	6強	212	0	0	10	3	24	1
合 計			693	0	0	17	30	64	81

【東南海地震(1944.12.7 M7.9)における豊山町域の被害状況】

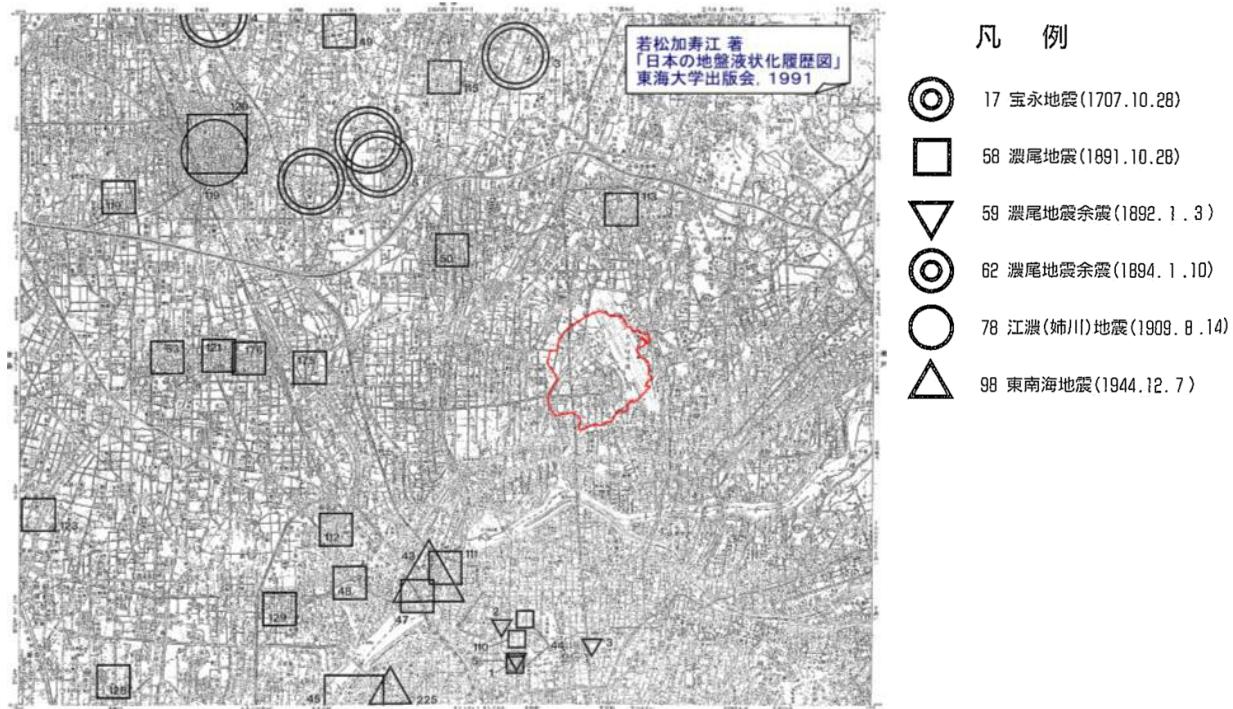
豊山町	旧地名	想定震度	総戸数	死者	負傷者	住家全壊数	住家全壊率
	豊山村	5強	—	0	0	0	0

(5) 液状化現象

既往地震における液状化履歴については、「日本の地盤液状化履歴図」に取りまとめられており、豊山町内では記録に残っている液状化履歴はありません。

しかし、本町の町域には液状化発生が懸念される沖積砂質土層が存在しているため、注意が必要です。

【豊山町周辺における地盤の液状化履歴図】

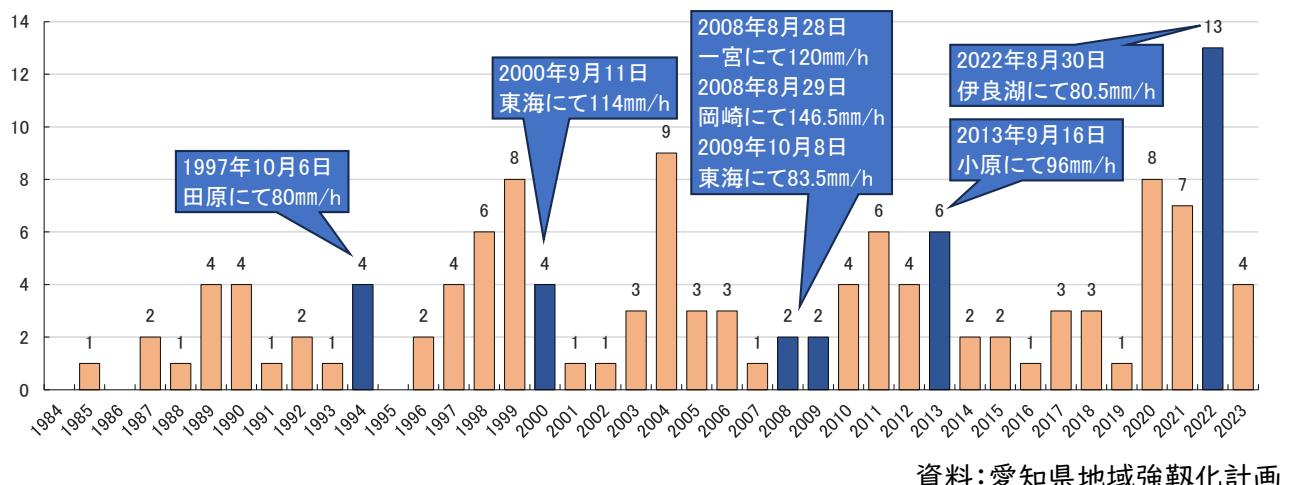


(6) 風水害(豪雨、洪水)により想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化・集中化しています。今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されます。また、市街化の進行等とともに、洪水等の災害リスクが高まっています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

本町では、昭和34(1959)年の伊勢湾台風や平成3(1991)年の台風18号、平成12(2000)年の東海豪雨の際に、河川氾濫により被害を受けています。

【愛知県における時間降水量50mm以上の短時間豪雨発生日数】



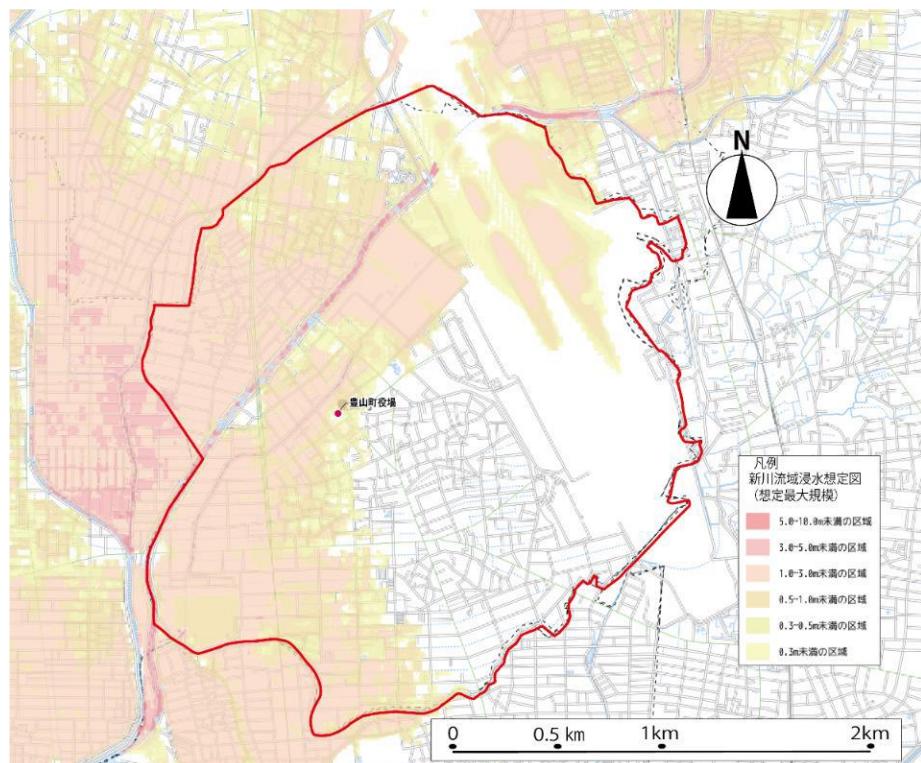
資料:愛知県地域強靭化計画

(7) 河川の氾濫により想定される被害

水防法に基づき、洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川は、洪水予報河川または水位周知河川に指定されています。本町において洪水浸水想定区域に該当する河川としては、国土交通省管理の洪水予報河川に「庄内川水系 庄内川」、県管理の洪水予報河川として「庄内川水系 新川」、水位周知河川に「庄内川水系 八田川」と「庄内川水系 大山川」がそれぞれ指定されています。

想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域と水深を表示した新川流域の浸水想定図(想定最大規模)では、町域の半分以上が浸水し、豊山町役場付近でも水深1.5m程度の浸水に見舞われることが予測されています。

【新川流域の浸水想定図想定最大規模】



資料愛知県統合型地理情報システムマップあいち水害情報マップ
浸水想定図 新川流域 想定最大規模より作成

(8) 高潮による被害

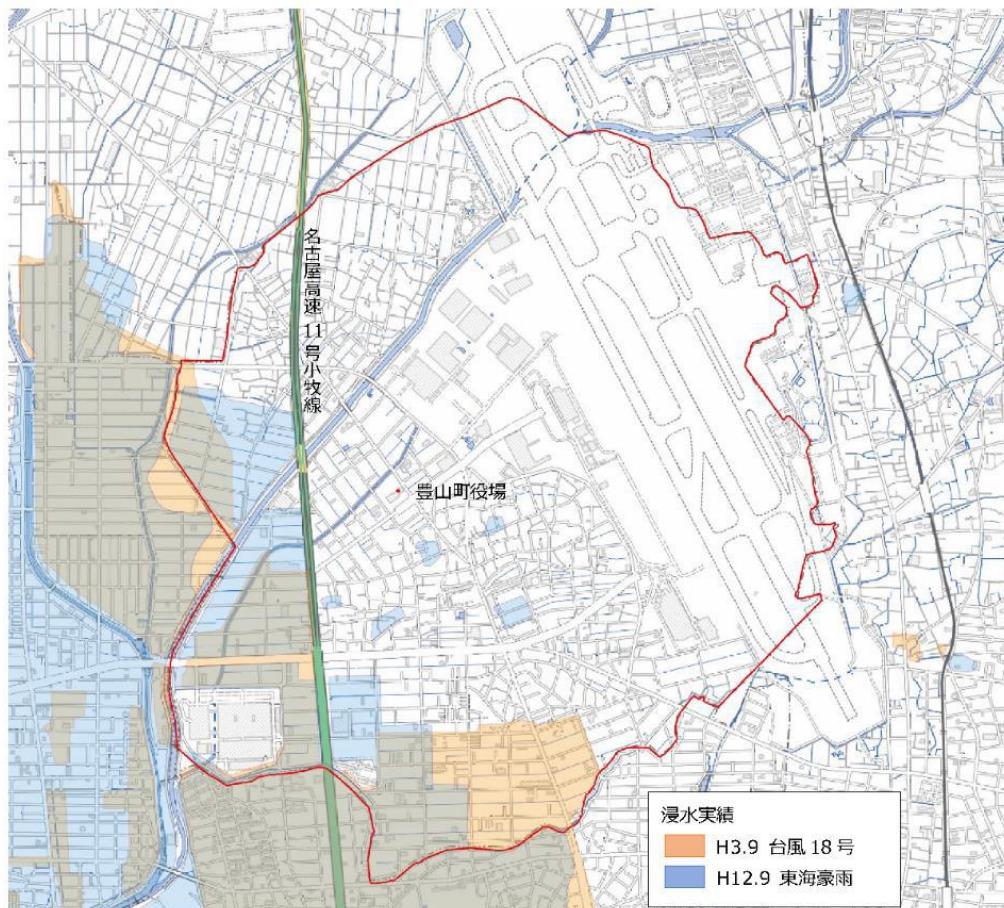
県は、平成27(2015)年の水防法改正を受けて、想定し得る最大規模の高潮として、日本に接近した台風のうち既往最大規模の台風が、満潮時に潮位偏差が最大となる経路を通過した場合に発生し得る高潮を想定した「高潮浸水想定区域図」を令和3(2021)年に指定・公表しました。高潮浸水想定によると本町は、浸水面積は6ha、最大浸水深は2.7mとされています。

(9) 風水害による被害状況

新川流域では、古くから度重なる浸水被害を受けてきました。代表的な洪水による浸水被害としては、昭和49(1974)年7月洪水、昭和51(1976)年9月洪水、平成3(1991)年9月洪水、平成12(2000)年9月洪水(東海豪雨)が挙げられます。

本町においても、町域の南西側の下青山、西之町、名栗、青塚地区で浸水実績が確認されています。

【浸水実績図】



資料:愛知県統合型地理情報システムマップあいち水害情報マップ浸水実績図より作成

第3章 豊山町における強靭化の基本的な考え方

I. 豊山町地域強靭化の基本目標

本計画は、国の基本計画や愛知県地域強靭化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 町民の生命を最大限守る。
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- III 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- IV 迅速な復旧復興を可能とする。

2. 対策目標

第2章に示した豊山町の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靭化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定しました。

(1) あらゆる自然災害に対し、町民の直接死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、町民の命が危険にさらされることになります。大規模地震に伴う建物の倒壊や火災、津波の発生、洪水・高潮に伴う浸水や土砂災害の発生、暴風雪や豪雪の発生など、その要因は様々です。

大規模自然災害発生時においても、町の地域特性に対応し、「あらゆる自然災害に対し、町民の直接死を最大限防ぐ」ことを目標に、対策を推進します。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、迅速な救助・救急活動の実施や、医療・福祉の提供、生活に必要な衣食住の確保、生活環境の維持などが必要となります。

大規模自然災害発生時においても、「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」ことを目標に、対策を推進します。

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

大規模自然災害発生時には、災害応急対策を実施することとなる県や市町村などの地方行政機関や、警察の機能維持などが必要となります。

大規模自然災害発生時においても、「必要不可欠な行政機能を確保する」ことを目標に、対策を推進します。

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

大規模自然災害発時、経済活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合には、大きな影響を及ぼすこととなります。

大規模自然災害発時においても、「経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標に、対策を推進します。

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

大規模自然災害発生時には、情報通信サービスや電気・ガス・水道等の供給確保、交通ネットワークの機能維持など、社会機能が失われないことが重要となります。

大規模自然災害発生時においても、「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」ことを目標に、対策を推進します。

(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

大規模自然災害の発生後、社会・経済の迅速な復興を図るためにには、平常時から、復興計画を策定しておくなど、復興に向けたビジョンを持つことや、復興を支える人材の確保が必要です。

大規模自然災害発生後においても、「社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する」ことを目標に、対策を推進します。

(参考) 強靭化政策の展開方向

国・県においては、基本計画等の中で、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、強靭化の取組を進めていくことが重要であるとし、強靭化政策の展開方向を設定しています。これを踏まえて、本町においても、次の展開方向に沿って取組を進めます。

- I 町民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- II 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化
- III デジタル等新技術の活用による強靭化施策の高度化
- IV 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
- V 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

第4章 脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針

1. 脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針

6つの対策目標の実現に向けて、その妨げになるものとして、「29の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を設定し、豊山町の強靭化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価しました。

また、脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県、関係団体、民間企業などの関係者と連携して取組を進めるに当たっての強靭化の推進方針を策定しました。

（1）リスクシナリオの設定

愛知県地域強靭化計画で設定されている35のリスクシナリオを基に、豊山町の地域特性等を踏まえ起きてはならない最悪の事態として、29のリスクシナリオを設定しました。

対策目標	リスクシナリオ
1 あらゆる自然災害に対し、町民の直接死を最大限防ぐ	I-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生 I-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 I-3 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生 I-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 4-2 重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 4-3 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響 4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 4-6 農地・森林等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

対策目標	リスクシナリオ
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-7 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（2）施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靭化計画において設定された12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を踏まえ、12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を設定しました。

個別施策分野		
①行政機能／消防等／防災教育等	②住宅・都市	③保健医療・福祉
④エネルギー	⑤金融	⑥情報通信
⑦産業・経済	⑧交通・物流	⑨農林水産
⑩町土保全	⑪環境	⑫土地利用

横断的分野		
①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策
④研究開発	⑤産学官民・広域連携	⑥デジタル活用

(3) 脆弱性の評価及び評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本町における脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、29のリスクシナリオごとに本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理しました。施策分野についても同様の分析評価を行いました。

国、県、関係事業者などの取組等についても必要に応じて評価の対象に含め分析を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて「脆弱性評価結果」として別紙Ⅱに掲載しました。

(4) 強靭化の推進方針

脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するための強靭化の推進方針を(1)リスクシナリオごと、(2)施策分野ごとに整理しました。

なお、強靭化の推進方針については、別紙Ⅰに掲載しました。

2. 重要業績指標

以下の重要業績指標を定め推進します。

	令和6 (2024) 年度	令和11 (2029) 年度
マンホールトイレ設置施設数	9施設	10施設
安心・安全メール登録者数	815人	1,500人
雨水貯留施設設置個数	75基	112基
下水道の水洗化率	62%	62%以上
下水道の普及率	81%	88%以上
河川の排水機場の排水量	10m³/s	23m³/s
基幹農業用ポンプの整備・更新基数	10基	10基以上
基幹農業用堰の整備・更新基数	2基	2基以上
橋梁長寿命化計画に基づく予防保全率	83%	94%以上
空家等対策特別措置法に基づく「特定空家」の数	0件	0件
災害廃棄物対策に関する情報伝達訓練への参加	年0回	年1回
自治会への加入率	46%	60%以上
消防団員定数に対する団員数の割合	100%	100%
浸水区域内にある要配慮利用施設の避難確保計画の策定状況	12施設	12施設
耐震改修工事費補助延べ住宅数	19戸	20戸以上
耐震診断済延べ住宅数	320戸	360戸
耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数	30棟	0棟
地域と行政をつなぐ職員の育成事業における参加職員数(延べ人数)	17人	30人以上
地球温暖化対策設備の設置補助件数	353件	450件以上
町民一人当たりの公園面積	2.9m²	10m²以上
道路側溝有蓋化率	91%	92%以上

(別紙) I 強靭化の推進方針

I. リスクシナリオごとの強靭化の推進方針

対策目標 I あらゆる自然災害に対し、町民の直接死を最大限防ぐ

I-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 1 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 2 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。
- 3 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 4 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。
- 5 災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 6 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める。

(避難場所の確保)

- 7 住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(施設等の質の向上)

- 8 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

(公共施設等の防災機能強化)

- 9 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 10 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。

(危険な空家の除却等)

- 11 危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定をする。

(防災・減災対策の不断の検討)

- 12 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた県の被害想定の推計・見直しを基に、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 13 災害対応機関等の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、消防団拠点施設の耐震化の促進、教育訓練等を継続的に推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 14 地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

I-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 1 大規模火災のリスクが高く、低層の木造建築物が密集した市街地において、不燃化された共同建築物の建築、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や広場等の整備を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(感震ブレーカー等の普及)

- 2 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 3 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進する。

(水道防災の推進)

- 4 上下水道耐震化計画に基づき、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設等の急所となる最重要施設の耐震化を促進するとともに、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう可搬式浄水施設・設備の配備、耐震性貯水槽の整備、給水車の配備、防災井戸の整備、浄水場の防災拠点化を促進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 5 住宅・建築物の耐震化については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。

(既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

- 6 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 7 地域防災力の向上を図るため、消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する。

I-3 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、引き続き治水計画等を見直す。
- 2 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。

(立地の適正化及び市街地の防災機能の強化)

- 3 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る。

(粘り強い河川堤防の整備)

- 4 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。

(河川の改修)

- 5 河川整備計画に基づき、河川改修を進め適切に維持管理を行う。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 6 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(排水機場等の運用の改善・高度化の推進)

- 7 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。

(橋梁や排水施設等の強化)

- 8 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)

- 9 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。

(住宅・建築物の屋根の耐風対策)

- 10 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。

(災害対応力の強化)

- 11 国や県、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や町における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(気候変動を踏まえた防災の推進)

- 12 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、地域気候変動適応計画を策定する。

- 13 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大型化等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動に対する国・県の動向を踏まえて、対応策を検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 14 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るために、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が町と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

I-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(死傷者の発生防止のための対策)

- 1 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

- 2 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないよう、他の情報伝達手段(防災行政無線等)により災害情報を配信できるよう整備・多重化する。

対策目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 1 消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす愛知県基幹的広域防災拠点の整備を進める。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 2 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
- 3 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 4 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 5 地域における活動拠点となる消防庁舎等の耐災害性をさらに強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 6 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 7 個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する。

(消防団員の確保)

- 8 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(消防団の充実強化の促進等)

- 9 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(関係自治体等の連携)

- 10 広域防災活動拠点等となる公園緑地等の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動が行えるようにする。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 11 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた整備を進捗する。

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

- 12 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。

(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)

- 13 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組をする。

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 1 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、県の関係自治体間や民間団体等と具体的な検討に参加し、医療リソースの供給体制を確立する。

(連絡体制・通信手段の確保等)

- 2 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。

- 3 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。

(BCP策定の促進等)

- 4 BCP未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所などの福祉機能を担う施設に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率と実効性の向上を図る。

(医薬品等の供給確保)

- 5 医薬品・医療ガス・医療機器・食料などのあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。

(被災者の保健医療福祉ニーズへの対応)

- 6 大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 7 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 8 SSの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

(人工透析患者等への対策)

- 9 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(社会福祉施設の災害対応機能の強化)

- 10 社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入態勢の整備)

- 11 県と協力して要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入態勢の整備を図る。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 12 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 1 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進する。
- 2 避難施設が不足する青山地区内に、災害時に避難所・避難場所として活用可能な運動施設を備えた防災公園を整備する。

(避難生活環境の向上)

- 3 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。
- 4 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営をはじめとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 5 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 6 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 7 町内における災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。

(被災者の健康管理)

- 8 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなどの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することができないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

- 9 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 10 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
- 11 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。
- 12 災害時歯科保健医療活動の体制整備及び人材確保を図る。
- 13 災害時の栄養・食生活支援活動の体制整備を図る。

(避難所の運営体制等の整備)

- 14 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営に当たっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。
- 15 ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
- 16 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る。

(ペット防災の推進)

- 17 避難所におけるペット受入態勢の整備等を推進する。

(避難行動要支援者への支援)

- 18 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(避難所以外への避難者の対策の促進)

- 19 車中避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする。

(避難所の耐震化等の推進)

- 20 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
- 21 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水対策、防災機能強化等を推進する。
- 22 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
- 23 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を促進する。

(ごみやし尿の処理体制の構築)

- 24 ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様相を想定した、ごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を促進する。

(地区防災計画の策定・充実の促進)

- 25 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国の取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 26 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。

(備蓄等の促進)

- 27 被害の小さい住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進めること。

(広域防災補完拠点の整備)

- 28 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続き実施する。

(避難に関する自治体の相互連携)

- 29 県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。また、市町村域をまたいだ広域避難について、自治体間の災害時応援協定を基本とした、相互の避難者受入態勢の整備を図る。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(応急用食料や生活必需品等の調達)

- 1 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 2 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図る。
- 3 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。
- 4 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。
- 5 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

(上下水道施設の耐震化等の推進)

- 6 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

(燃料供給の確保)

- 7 SSの燃料在庫能力の強化を図るとともに、SSにおける防災訓練を進める。
- 8 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。
- 9 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、町・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 10 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。
- 11 災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 12 渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化するこがないよう、その対策を推進する。
- 13 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 14 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。

(農業水利施設の電源確保)

15 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。

(備蓄等の促進)

16 被害の小さい住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

1 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を促進する。

(帰宅困難者等対策の推進)

2 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。

3 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。

(帰宅支援場所の整備)

4 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(災害時の道路情報提供体制の強化)

5 災害時における情報提供が遅れないよう、AIによる画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。

(観光客等滞留者への対応)

6 災害発生時における観光客の安全確保を図る。

7 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

8 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。

9 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターによる訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せの対応などの紹介、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(衛生環境の確保等)

1 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。

2 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。

3 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

(医療活動を支える取組の推進)

4 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようする。

(避難所等における衛生環境の確保)

5 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水・食料・燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

6 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。

(下水道施設の耐震化等)

7 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

8 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める

対策目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続計画の見直し)

1 災害対応現場の中心的役割を担う町行政の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

(行政職員の不足への対応)

2 国や県、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

3 連絡手段の実効性の確保、スキルやノウハウの習得、受援体制の強化を図り、いかなる事態にも臨機に対応できる体制を構築する。そのため、防災訓練や研修を定期的に実施する。限られた人員でも十分な機能を確保するため、災害対応経験のある地方公共団体のOB・OGの活用も検討する。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。

(公共施設等の耐震化等の推進)

4 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める。

(防災拠点等の電力確保等)

5 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

6 庁舎が被災した時の業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

7 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。

(情報発信体制の強化)

8 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等へのSNS活用を検討する。また、個人が発信するSNS上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する。

(タイムラインの策定)

9 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する。

10 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する。

(被災者支援の取組等)

11 被災者台帳の作成等に関して、実務指針を基に、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

(応急活動等の継続のための事前対策)

12 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する。

(災害応急対策の実施体制の確立)

13 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

(国・県・市町村間の連携強化)

14 避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する。

(遺体の処置体制の確保)

15 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。

対策目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(個別企業BCP策定等の促進)

1 BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定等を引き続き促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCPの策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。

2 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

3 利用する空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点の耐災害性強化を図る。

4 地震後においても事業活動を継続するため、事業の用に供する建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。

5 「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

6 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

(地域連携BCP策定の促進)

7 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

(物流事業者BCP策定の促進)

8 物流事業者のBCPについて、企業ごとのBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定を促進する。

(強靭化に資する適切な民間資金の活用)

9 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

10 道路の防災、地震対策や無電柱化、空港施設の耐震を進めるとともに、洪水、高潮等の地域の防災対策を着実に推進する。

(水の安定供給)

11 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後さらなる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成26年法律第16号）、「水循環基本計画」（平成27年7月10日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

4-2 重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(スマート保安の普及)

1 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安のさらなる普及を図る。

(有害物質等の流出防止対策)

2 有害物質が流出する兆候がある場合を想定し、レアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する。

3 有害物質等の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うことにより、有害物質等の漏えいへの対応力を高める。

4 複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国・県と連携し、地域間で協力して対応する。

5 水素等の次世代エネルギーについても、遗漏なく安全確保対策を推進する。

6 災害時に有害物質の流出等を住民等へスマートに情報提供できるよう、化学物質関連の届出等の情報の有効活用を図る。

(石綿飛散防止対策)

7 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける。

- 8 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める。
 - 9 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める。
- (PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)
- 10 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、町有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

4-3 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進)

- 1 全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトを確保する。
- 2 金融関係機関合同の防災訓練を定期的に実施し、その結果を基にBCPを見直し、実効性の維持・向上を図る。
- 3 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる。
- 4 現金、預金口座情報等を失った被災者が預金の引き出し等を行うことができるよう、預金口座へのマイナンバー付番等を進める。

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 1 農地や農業施設等の被害の軽減や速やかな経営再開のため、農業版BCPに対する知識や作成方法等を普及する。
- 2 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。
- 3 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靭化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 4 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道橋等の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 5 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

(物流インフラ網の構築)

- 6 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化や空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 1 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 2 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。

(水の安定供給)

- 3 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 4 気候変動等の影響により、渇水がさらに深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
- 5 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

4-6 農地・森林等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 1 地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資するコミュニティの維持・活性化を図る。
- 2 農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。

(野生鳥獣による食害対策等の推進)

- 3 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。
- 4 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。

対策目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 1 災害情報を全ての町民が受け取ることができるように、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 2 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

(河川情報の冗長化の推進)

- 3 きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における町民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に町民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。

(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)

- 4 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 5 外国人町民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 6 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 7 住宅・建築物の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

(避難指示等の発令)

- 8 避難指示等の発令については、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、空振りをおそれず、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 9 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
- 10 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、県の運用する「愛知県防災情報システム」を引き続き活用する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 11 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

(避難の円滑化・迅速化)

- 12 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる。

5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 1 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 2 ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 3 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 4 再生可能エネルギー・水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(停電時における電動車等の活用)

- 5 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 1 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 2 SSの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。
- 3 LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスの確保を図る。

(SS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化)

- 4 SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。

(スマート保安の推進)

- 5 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安のさらなる普及を図る。

(中部圏の産業活動を守るための产学研官連携による取組の推進)

- 6 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を产学研官連携により進める。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上下水道施設の耐震化等の推進)

- 1 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

(水道施設の防災対策の強化)

- 2 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
- 3 上水道、工業用水道施設について、地震防災対策実施計画等に基づき、耐震性の不足している施設の耐震化を推進する。また、県等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。
- 4 上水道、工業用水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路の2条化などの管路整備を計画的に進める。
- 5 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(下水道施設の耐震化等の推進)

- 6 下水処理場や管路等の耐震化・耐水化を推進する。

- 7 下水道事業についての事業継続計画の充実を図る。

(農業集落排水施設等の耐震化等の推進)

8 農業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する。

(浄化槽の整備)

9 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(汚水処理施設の防災対策の強化)

10 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(代替水源の確保)

11 被災時の生活用水等の確保を図るため、防災井戸や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する。

5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

1 道路橋梁の耐震補強、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓閉に係る体制整備などを推進する。

2 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。

3 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。

4 災害時においても道路交通の安全を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。

5 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。

6 県と協力して、地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する。

7 地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。

8 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網を確保し、地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。

9 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

(空港施設の防災対策の推進等)

10 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を引き続き実施するとともに、A2-BCPの実効性向上を図る。

(災害時における放置車両対策)

11 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

対策目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 1 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 2 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。
- 3 サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 4 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。
- 5 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 1 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、町民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 2 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
- 3 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 4 町内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 5 ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入態勢の整備を図る。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 6 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、職員を県の技術力向上のための研修に参加させる。分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 7 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 8 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する。
- 9 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保)

- 1 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- 2 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。

3 廃冷藏庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定をする。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

4 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、県、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災建築物や被災宅地の危険度判定)

1 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

(家屋被害への対応の迅速化)

2 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

3 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT技術の活用を図る。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

4 応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県と協力して民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

5 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(生活再建の促進)

6 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。

7 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図る。

8 町民の保険・共済への加入の促進を図る。

(地籍調査の推進等)

9 土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、引き続き地籍調査の推進により登記所備付地図の整備を進める。

10 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。

(所有者不明土地への対策)

11 所有者不明土地対策計画作成制度等の活用をする。

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

1 河川・堤防等の耐震化など地震による浸水対策、洪水・高潮等による浸水対策や広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する。

- 2 国や県、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や町における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。
(河川堤防等の耐震化等の推進)
- 3 河川の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。
(地籍整備の促進)
- 4 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的手法導入推進基本調査等により、さらなる地籍整備を促進する。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 1 町民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。
- 2 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(コミュニティの活力の確保等)

- 3 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。
- 4 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。
- 5 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与える、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

6-7 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(的確な情報発信のための体制強化)

- 1 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 2 國際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
- 3 外国人住民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

(中小企業におけるバックアップ体制の確保)

- 4 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する。

(事前防災対策の推進)

- 5 様々な自然災害から町民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。

2. 施策分野ごとの強靭化の推進方針

(1) 個別施策分野

① 行政機能／消防等／防災教育等

■行政機能

(地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 1 複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえ、情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

(非常時優先業務の実施)

- 2 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障を来すことのないよう対策を図る。そのため、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、防災拠点と国や県、地方他自治体、関連事業者等との連携等を推進する。

(災害対応力の強化)

- 3 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る。また、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のあるOB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。

- 4 町有施設（建築物）の耐震化の防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震に対し、耐震化が行われている。耐震化率は100%（平成26年度）となっており、進捗しているものの、老朽化していく町有施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応機能が損なわれることがないよう、対策を推進する。また、浸水想定等に基づく水害対策についても取組を進める。

- 5 国や県内外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制を整備する。

- 6 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援の要請を行う。

- 7 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

- 8 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。

(基幹的広域防災拠点の整備の推進)

- 9 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点の整備を推進する。

(防災の主流化)

- 10 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、町民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。

(災害対応力の向上)

- 11 災害対応力を高めるため、国や県、関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平常時より継続的に必要な人材を育成する。

(避難生活環境の向上)

- 12 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施する。
- 13 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営に当たっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。
- 14 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

■消防等

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 15 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。
- 16 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

(訓練等による人材・組織の充実、装備・資機材の充実等による災害対応力の向上)

- 17 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 18 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路・航路の啓開や民間輸送業者を含む体制整備を推進する。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練を実施する。

(施設の耐災害性の向上)

- 19 消防施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した消防施設の建て替えや、消防活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や対処能力のさらなる向上など、災害時における消防機能の確保を図る。

(救出・救助等に係る体制強化)

- 20 限られた時間で最適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するためのICT機器等のデジタル化を踏まえた取組を進める。
- 21 水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

■防災教育等

(効果的な教育・啓発の実施)

- 22 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるように、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。
- 23 「世界津波の日」や「津波防災の日」の意識啓発や津波等の防災教育を推進する。

② 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 1 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。
- 2 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 3 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。
- 4 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。
- 5 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。

(火災対策)

- 6 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。
- 7 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。
- 8 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

(帰宅困難対応)

- 9 一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがないため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(水の確保、排水・污水処理機能の確保)

- 10 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。また、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。さらに、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
- 11 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水が円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 12 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する。また、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
- 13 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。
- 14 水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、県等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 15 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実を図りつつ、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、広域防災補完拠点として必要な役割(災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点)を担うための取組を引き続き実施する。
- 16 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン(令和2年6月)」を踏まえた対策を推進する。
- 17 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する。
- 18 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化(防災を主流化)するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化を図る。
- 19 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

(危険な空家の除却等への支援)

- 20 危険な空家の除却や空家等対策計画を策定する。

(関係機関による連絡調整)

- 21 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水、高潮等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 22 応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。
- 23 生業(農畜産業等)上の理由により自宅を離れることができない被災者など、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める。

(復興に向けた住まいの在り方)

- 24 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 25 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
- 26 町民の保険・共済への加入の促進を図る。

(浸水対策の推進)

- 27 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。
- 28 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する。

(流域治水の推進)

- 29 都市化の進展の著しい新川流域は、将来の気候変動の影響による降雨量の増加や流域のさらなる開発に伴う雨水流出量の増加に対応し、これまでの総合治水対策に加え、水災害に対応したまちづくりとの連携など、効果的かつ円滑な流域水害対策の推進を図る。

(文化財の防災対策等)

- 30 町民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。

③ 保健医療・福祉

(医療施設等の耐震化・施設等整備の推進)

- 1 災害時において医療機関が都道府県やDMAT等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、医療機関についても非常用通信手段の整備を推進する。

(災害医療体制の整備)

- 2 BCP未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所などの福祉機能を担う施設に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率と実効性の向上を図る。

- 3 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備など）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた部局横断的な具体的な検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。

- 4 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と県で連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、災害時等に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するため、発災時等に日本赤十字社の供給体制に支障が生じることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。

- 5 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。

- 6 災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置等、災害時の福祉支援体制の整備を進める。

- 7 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

- 8 かかりつけ医・かかりつけ薬局が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関や薬局で被災者の投薬歴（お薬手帳やオンライン資格確認等システム）等を参照し、適切な治療が行われるようにする。

(感染症対策)

- 9 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。

- 10 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないよう、ワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握に努める。

(災害時保健活動の確保)

- 11 大規模災害発生時、指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、適切なDHEATの派遣要請及び派遣されたDHEATが災害発生時に県に設置される保健医療調整本部や保健所等のマネジメント支援を受け、指揮調整機能が円滑に進むように、受援体制を整備する。

- 12 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害するがないよう、県と協力して保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

- 13 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

④ エネルギー

(エネルギー供給体制の強化)

- 1 災害時を含め、電力融通のさらなる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
- 2 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。

(エネルギー関連施設の機能向上)

- 3 SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。
- 4 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、センシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安のさらなる普及を図る。

(エネルギー供給の多様化)

- 5 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 6 再生可能エネルギー・水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 7 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 8 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、SSの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。

(電力設備の早期復旧体制整備の推進)

- 9 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 10 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 11 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(停電時における電動車等の活用)

- 12 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

⑤ 金融

(金融関連施設の機能向上)

- 1 全ての主要な金融機関において、店舗等の耐震化や自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保、通信手段の多様化等の対策を早期に実施する。

(金融サービスの体制強化)

- 2 金融決済機能の継続性を確保するため、金融庁・中央銀行と各金融機関が合同で防災訓練等を定期的に実施するとともに、その結果を基にBCPを見直し、実効性の維持・向上を図る。

(金融機関における情報発信)

- 3 災害が発生した場合には、各金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う。また、金融機能の停止による信用の不安の発生リスクを低減させるため、災害時情報発信手段を複数確保する。

⑥ 情報通信

(情報提供・共有の充実)

- 1 防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有のために国が整備している総合防災情報システムとの連携強化を進める。
- 2 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靭化、地方公共団体・県やライフライン事業者、多様なメディア等によるJアラートのさらなる利活用を推進する。

(情報通信施設の耐災害性の向上)

- 3 防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、行政の機能不全に陥ることを防ぐため、防災通信設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルートの多重化を進める。
- 4 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しが実施されることとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。
- 5 災害情報を全ての町民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。

(情報手段の多様性の確保)

- 6 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 7 外国人を含む旅行者等への情報提供として、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

(災害情報システムの機能向上等)

- 8 リアルタイムで被害情報を集約・分析・共有するために整備・運用している各機関の災害情報システムについて、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。
- 9 アクセス集中等によるシステムダウンを回避する関係施策の充実を図る。
- 10 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 11 平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 12 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、高潮等の地域の防災対策を着実に推進する。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 13 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 14 大規模災害発生時に通信サービスが途絶した場合における迅速な応急復旧のため、国・地方公共団体・通信事業者等により、初動対応を想定した訓練を実施し、電力供給、燃料供給、倒木処理等に係る関係機関との連携強化を図る。また、実際に災害が発生した際に通信サービスが途絶してしまった場合であっても早期に復旧できるよう、電気通信事業者や被災自治体等に対し、移動電源車や災害対策用移動通信機器を迅速に貸し出せる等の体制を整備する。

⑦ 産業・経済

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 1 BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定を引き続き促進する。中小企業に対しては、保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発を含め、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。
- 2 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 3 事業継続の観点から、テレワーク(在宅勤務)による事業継続の取組を促進する。
- 4 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

(産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等)

- 5 産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図る。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- 6 多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の災害リスクが高いエリアを踏まえた移転・分散配置等について検討・促進する。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。

(建設業における担い手の確保等)

- 7 災害時の道路啓開等の復旧復興を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等によって担い手が不足しており、担い手確保・育成の観点から、就労環境の改善を図るとともに、デジタル化を通じて生産性の向上を図る等、若者にとって魅力ある職場環境を構築する。

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 8 「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進)

- 9 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

(強靭化に資する適切な民間資金の活用)

- 10 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する。

⑧ 交通・物流

(道路施設の耐震化、耐災害性向上)

- 1 交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する。
- 2 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路が流失し被災地へアクセスできず孤立が長期化することを防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。
- 3 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。
- 4 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。

(交通網・交通拠点の整備)

- 5 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
- 6 大規模災害等の際に道路交通が麻痺することを防止し、安全な道路交通を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。
- 7 豊山町地域防災計画への位置付けを踏まえ、引き続き防災設備の整備、BCPの策定等の災害対応の体制の構築を推進する。
- 8 地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き県とともに推進する。

(交通マネジメント、交通情報の提供)

- 9 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
- 10 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 11 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プロープ情報の活用、広域交通管制システムの運用、ICTを活用した情報収集・共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す。
- 12 災害時における情報提供が遅れぬよう、AIによる画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。
- 13 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 14 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 15 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 16 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔で網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
- 17 道路啓開等総合啓開などの復旧・復興業務を迅速に行うため、これらの業務を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進する。

(帰宅困難者等対策)

- 18 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。

19 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒步等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を推進する。

20 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオーブンスペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(港湾等の災害対策)

21 航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓閉、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

(空港等の災害対策)

22 台風などの顕著な気象現象が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への影響を最小限とともに空港や航空路の安全を確保するため、乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や解説強化を行う。

(旅行者対策)

23 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。

24 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターによる訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せの対応などの紹介、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。

(物流に係る災害対策)

25 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。また、避難所への物資を滞りなく届けるため、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。

26 災害発時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者におけるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。

27 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクについて認識の共通化を進め、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。

⑨ 農林水産

(農村における人命・財産を守る防災・減災対策)

1 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する。

(国内の食糧生産のためのハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化)

2 農林水産業に係る生産基盤等については、農業水利施設の耐震化、農業水利施設の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する。

3 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

4 農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

(農林水産業の振興、農村コミュニティの維持による災害対応力向上)

5 地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資するコミュニティの維持・活性化を図る。

6 農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を適切に整備する。

7 防災機能の強化、災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。

(応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進)

- 8 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
 - 9 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
- (都市農業の振興等)
- 10 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。
 - 11 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組を推進する。

⑩ 町土保全

(総合的な町土保全対策の推進)

- 1 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、引き続き河川改修、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、想定し得る最大規模の洪水、内水及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
- 2 河川の整備に係る計画等について、洪水、内水、高潮等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮して見直しを行う。
- 3 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係行政機関の緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。
- 4 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。
- 5 大規模地震が想定される地域等の河川において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震対策を進める。
- 6 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。
- 7 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、地域気候変動適応計画を策定する。
- 8 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

(ソフト対策の充実)

- 9 洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組を促進する。
- 10 豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、洪水・内水・高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成、緊急速報メールを活用したプッシュ型配信、避難情報の的確な発令を支援する水害対応タイムラインの作成等を進める。

11 地域の実情に合った避難方法の構築や、土地利用の在り方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、防災地域づくりを進める。

12 気候変動等の影響により、渇水がさらに深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。

(効果的な施設整備)

13 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

(既存施設の管理・活用の推進)

14 河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。

(健全な水循環の維持、回復)

15 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する。

(災害対応策の高度化等)

16 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工やBIM／CIM導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の自動化・自律化・遠隔化技術等の開発・改良等を促進する。また、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成に中長期的に取り組むとともに、自治体職員の技術力向上、災害復旧事業等への支援体制の強化等を進める。

⑪ 環境

(大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理)

1 繙続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。

(災害廃棄物処理計画の実効性の向上等)

2 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との広域連携を図る。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化)

3 化学物質の漏えいへの対応力を高めるとともに、複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国・県と連携し、地域間で協力して対応する。また、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。

(浄化槽の災害対応力の強化)

4 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、単独浄化槽から災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽への転換を推進する。

(地球環境問題への対応等)

5 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める。

6 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。

⑫ 土地利用

(安全な地域づくり)

- 1 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。
- 2 持続可能で多様性に富む強靭な地域を形成するため、新たな国土形成計画に示された「シームレスな拠点連結型国土」の考えを基本に、質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じた災害時等のリダンダンシー確保のための取組等を推進する。
- 3 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 4 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 5 事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するようにする。

(地籍整備の促進)

- 6 緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化するとともに、登記所備付地図を整備する。

(所有者不明土地への対策)

- 7 改正所有者不明土地法に基づき所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。

(首都機能をバックアップできる町土構造の構築)

- 8 「自律・分散・協調」型社会を実現するため、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携し、それぞれの地域や町の強靭化を進める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靭化に関する教育等の推進)

- 1 國土強靭化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助・共助の取組を効果的で持続的なものとする。このため、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、國土強靭化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
- 2 災害発生時に一人一人が迅速・的確に行動をとることができるように、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。住民が主体的に適切な行動により命を守るためにには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することにより、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

(地域の災害対応力の向上)

- 3 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 4 民間企業や防災に関する専門家の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高める。

(自助の取組の促進)

- 5 BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靭化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める。

(要配慮者への対応)

- 6 要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

(災害対応業務の標準化等)

- 7 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(共助社会づくり)

- 8 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大につながることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。

- 9 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する。

(高齢者の役割の再認識)

- 10 高齢化社会を迎えており、元気な高齢者は地域の強靭化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 11 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。

- 12 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。

13	各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。
14	避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
15	想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。
16	水害に直面した際に町民が正しい行動がとれるよう、町民目線の情報提供や、町民の自発的な行動を促す地域協働型の取組など県の「みずから守るプログラム」の推進を図る。
(地震に関する調査及び情報提供)	
17	県により想定される巨大地震等について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の推計・見直しを適宜実施し、作成された調査結果を周知する。
18	頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、町民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。

② 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 1 東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入態勢の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。
- 2 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、町民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 3 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない職員を中心とした技術力向上のための研修への参加や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 4 職員に対して、防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、支援体制の強化、災害救助法の理解促進等を図る。
- 5 大規模な自然災害の発生に備えて、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。
- 6 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- 7 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
- 8 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
- 9 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安のさらなる普及を図る。
- 10 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。

(指導者等の育成)

- 11 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会に参加することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

③ 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 1 インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、豊山町公共施設等総合管理計画及び施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

(維持管理の体制整備)

- 2 インフラ維持管理・更新の担い手の減少や、多くのインフラを管理するための予算や人的資源の不足が懸念されているため、ドローンやAI、IoTを活用したリモートセンシング等、少ない人手で効率的に対応できるような技術活用や実行性ある維持管理体制の整備を進める。

(社会資本の維持管理)

- 3 社会資本の管理において、持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、県・関係機関と連携して行う。

④ 研究開発

(技術開発成果の転用と活用)

- 1 地域の特性等を踏まえて災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する。
- 2 CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMoaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める。

(イノベーションの創造)

- 3 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、スマート防災ネットワークの構築等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る。

⑤ 産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 1 国及び地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、大規模災害を想定した広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実践的な共同訓練の実施等を推進する。

(産学官民の連携)

- 2 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、帰宅困難者等対策、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。
- 3 連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や自立・分散型エネルギーの導入、施設の堅牢化等についても平時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進めるとともに、
- 4 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有、円滑な避難行動の促進や物資の調達・輸送に向け、デジタル活用等の新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の官民で連携した取組を推進する。

- 5 個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入態勢の整備をする。また、災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。
- 6 平時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。
- 7 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る。
- 8 豊山町の強靭化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる。

(豊山町の強靭化に資する適切な民間資金の活用)

- 9 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する。

(新時代に地域力をつなぐ国土の形成)

- 10 「新たな国土形成計画」で示された「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、未曾有の人口減少、少子高齢化や巨大災害リスクの切迫化など地域が直面する諸課題を克服する「地域力」を高めるため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築する。

(地域の民間企業等との連携)

- 11 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフルの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。
- 12 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。
- 13 物流機能やサプライチェーンの維持のため、物流事業、製造業、農林水産業関係者のBCP未策定企業に対するBCP策定への理解促進とともに、関係者間で連携したBCPの策定を進める。さらに、一定程度BCPの策定が進んでいる金融機関、交通事業者、通信事業者、ライフル事業者においては、災害対応の実効性を高めるために実動訓練による継続的な改善を図る。

⑥ デジタル活用

(デジタル技術の活用)

- 1 施設台帳や図面のデジタル化、民間企業における財務・経理情報のデジタル化など、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
- 2 国土強靭化の取組を効率的に進めるために、現場におけるロボット、ドローン、AI等の活用、ICT施工の実施、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する。

なお、国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組推進に位置づけられる個別具体的施策については、「豊山町地域強靭化計画に位置付ける個別具体的施策の詳細」として別表にとりまとめ、適宜度新を行い、着実な取組を推進する。

(別紙) II 脆弱性評価結果

I. リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

対策目標 I あらゆる自然災害に対し、町民の直接死を最大限防ぐ

I-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 1 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える必要がある。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。
- 2 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。
- 3 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う必要がある。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 4 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す必要がある。
- 5 災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 6 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める必要がある。

(避難場所の確保)

- 7 住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。

(施設等の質の向上)

- 8 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する必要がある。

(公共施設等の防災機能強化)

- 9 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める必要がある。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する必要がある。また、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する必要がある。

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 10 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する必要がある。

(危険な空家の除却等)

- 11 危険な空家の除却や空家等対策計画の策定をする必要がある。

(防災・減災対策の不断の検討)

12 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた県の被害想定の推計・見直しを基に、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

13 災害対応機関等の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、消防団拠点施設の耐震化の促進、教育訓練等を継続的に推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

14 地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

I-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

1 大規模火災のリスクが高く、低層の木造建築物が密集した市街地において、不燃化された共同建築物の建築、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や広場等の整備を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(感震ブレーカー等の普及)

2 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

3 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する必要がある。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進する必要がある。

(水道防災の推進)

4 上下水道耐震化計画に基づき、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設等の急所となる最重要施設の耐震化を促進するとともに、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する必要がある。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう可搬式浄水施設・設備の配備、耐震性貯水槽の整備、給水車の配備、防災井戸の整備、浄水場の防災拠点化を促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

5 住宅・建築物の耐震化については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。

(既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

6 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 7 地域防災力の向上を図るため、消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する必要がある。

I-3 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、引き続き治水計画等を見直す必要がある。
- 2 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。

(立地の適正化及び市街地の防災機能の強化)

- 3 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る必要がある。

(粘り強い河川堤防の整備)

- 4 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める必要がある。

(河川の改修)

- 5 河川整備計画に基づき、河川改修を進め適切に維持管理を行う必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 6 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(排水機場等の運用の改善・高度化の推進)

- 7 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る必要がある。

(橋梁や排水施設等の強化)

- 8 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する必要がある。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。

(ため池・農業用用排水施設等の防災対策の推進等)

- 9 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する必要がある。

(住宅・建築物の屋根の耐風対策)

- 10 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 11 国や県、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や町における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

(気候変動を踏まえた防災の推進)

- 12 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、地域気候変動適応計画を策定する必要がある。
 - 13 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大型化等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動に対する国・県の動向を踏まえて、対応策を検討する必要がある。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する必要がある。
- (継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)
- 14 大規模災害が発生した時に住民が主体的に適切な避難行動により命を守るために、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が町と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る必要がある。

I-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(死傷者の発生防止のための対策)

- 1 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する必要がある。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

- 2 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないよう、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信できるよう整備・多重化する必要がある。

対策目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 1 消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす愛知県基幹的広域防災拠点の整備を進める必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 2 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。
- 3 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。
- 4 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 5 地域における活動拠点となる消防庁舎等の耐災害性をさらに強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

6 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

7 個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する必要がある。

(消防団員の確保)

8 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(消防団の充実強化の促進等)

9 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(関係自治体等の連携)

10 広域防災活動拠点等となる公園緑地等の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動が行えるようにする必要がある。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

11 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた整備を進捗する必要がある。

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

12 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る必要がある。

(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)

13 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組をする必要がある。

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

1 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、県の関係自治体間や民間団体等と具体的な検討に参加し、医療リソースの供給体制を確立する必要がある。

(連絡体制・通信手段の確保等)

2 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する必要がある。

3 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる必要がある。

(BCP策定の促進等)

4 BCP未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所などの福祉機能を担う施設に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率と実効性の向上を図る必要がある。

(医薬品等の供給確保)

- 5 医薬品・医療ガス・医療機器・食料などのあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う必要がある。

(被災者の保健医療福祉ニーズへの対応)

- 6 大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 7 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。また、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 8 SSの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(人工透析患者等への対策)

- 9 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

(社会福祉施設の災害対応機能の強化)

- 10 社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入態勢の整備)

- 11 県と協力して要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入態勢の整備を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 12 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 1 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進する必要がある。

- 2 避難施設が不足する青山地区内に、災害時に避難所・避難場所として活用可能な運動施設を備えた防災公園を整備する必要がある。

(避難生活環境の向上)

- 3 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する必要がある。

- 4 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営をはじめとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する必要がある。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 5 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。
- 6 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。
- 7 町内における災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める必要がある。

(被災者の健康管理)

- 8 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなどの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することができないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。
- 9 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する必要がある。
- 10 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する必要がある。
- 11 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。
- 12 災害時歯科保健医療活動の体制整備及び人材確保を図る必要がある。
- 13 災害時の栄養・食生活支援活動の体制整備を図る必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 14 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。避難所の運営に当たっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る必要がある。
- 15 ジェンダー・バランスに配慮した避難所運営体制を確保する必要がある。
- 16 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る必要がある。

(ペット防災の推進)

- 17 避難所におけるペット受入態勢の整備等を推進する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 18 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(避難所以外への避難者の対策の促進)

- 19 車中避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 20 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する必要がある。
- 21 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等を推進する必要がある。

- 22 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。
- 23 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を促進する必要がある。
- （ごみやし尿の処理体制の構築）
- 24 ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様相を想定した、ごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を促進する必要がある。
- （地区防災計画の策定・充実の促進）
- 25 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国の取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する必要がある。
- （住宅・建築物の耐震化等）
- 26 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ必要がある。
- （備蓄等の促進）
- 27 被害の小さい住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。
- （広域防災補完拠点の整備）
- 28 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続き実施する必要がある。
- （避難に関する自治体の相互連携）
- 29 県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。また、市町村域をまたいだ広域避難について、自治体間の災害時応援協定を基本とした、相互の避難者受入態勢の整備を図る必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（応急用食料や生活必需品等の調達）

- 1 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする必要がある。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る必要がある。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 2 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図る必要がある。
- 3 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める必要がある。
- 4 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する必要がある。
- 5 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する必要がある。

（上下水道施設の耐震化等の推進）

- 6 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する必要がある。

（燃料供給の確保）

- 7 SSの燃料在庫能力の強化を図るとともに、SSにおける防災訓練を進める必要がある。

- 8 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する必要がある。
 - 9 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、町・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える必要がある。
 - 10 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える必要がある。
 - 11 災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する必要がある。
- (輸送ルートの確保対策の実施)
- 12 渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する必要がある。
 - 13 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する必要がある。
 - 14 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める必要がある。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める必要がある。
- (農業水利施設の電源確保)
- 15 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する必要がある。
- (備蓄等の促進)
- 16 被害の小さい住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 1 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を促進する必要がある。
- (帰宅困難者等対策の推進)
- 2 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する必要がある。
 - 3 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する必要がある。
- (帰宅支援場所の整備)
- 4 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。

(災害時の道路情報提供体制の強化)

- 5 災害時における情報提供が遅れないよう、AIによる画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する必要がある。
- (観光客等滞留者への対応)
- 6 災害発生時における観光客の安全確保を図る必要がある。
 - 7 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

- 8 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う必要がある。
- 9 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターによる訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せの対応などの紹介、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る必要がある。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（衛生環境の確保等）

- 1 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する必要がある。
- 2 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。
- 3 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

（医療活動を支える取組の推進）

- 4 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにする必要がある。

（避難所等における衛生環境の確保）

- 5 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する必要がある。
- 6 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る必要がある。

（下水道施設の耐震化等）

- 7 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要がある。

（住宅・建築物の耐震化の促進）

- 8 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める

対策目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続計画の見直し）

- 1 災害対応現場の中心的役割を担う町行政の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。そのための業務継続計画については、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 2 国や県、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 3 連絡手段の実効性の確保、スキルやノウハウの習得、受援体制の強化を図り、いかなる事態にも臨機に対応できる体制を構築する必要がある。そのため、防災訓練や研修を定期的に実施する必要がある。限られた人員でも十分な機能を確保するため、災害対応経験のある地方公共団体のOB・OGの活用も検討する必要がある。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する必要がある。

(公共施設等の耐震化等の推進)

- 4 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める必要がある。

(防災拠点等の電力確保等)

- 5 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 6 庁舎が被災した時の業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 7 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める必要がある。

(情報発信体制の強化)

- 8 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等へのSNS活用を検討する必要がある。また、個人が発信するSNS上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する必要がある。

(タイムラインの策定)

- 9 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する必要がある。

- 10 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する必要がある。

(被災者支援の取組等)

- 11 被災者台帳の作成等に関して、実務指針を基に、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 12 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 13 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 14 避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する必要がある。

(遺体の処置体制の確保)

- 15 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る必要がある。

対策目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(個別企業BCP策定等の促進)

- 1 BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定等を引き続き促進する必要がある。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCPの策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る必要がある。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する必要がある。
- 2 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 3 利用する空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点の耐災害性強化を図る必要がある。
- 4 地震後においても事業活動を継続するため、事業の用に供する建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える必要がある。
- 5 「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。
- 6 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

- 7 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

(物流事業者BCP策定の促進)

- 8 物流事業者のBCPについて、企業ごとのBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定を促進する必要がある。

(強靭化に資する適切な民間資金の活用)

- 9 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 10 道路の防災、地震対策や無電柱化、空港施設の耐震を進めるとともに、洪水、高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 11 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後さらなる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成26年法律第16号）、「水循環基本計画」（平成27年7月10日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

4-2 重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(スマート保安の普及)

- 1 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安のさらなる普及を図る必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

- 2 有害物質が流出する兆候がある場合を想定し、レアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する必要がある。
- 3 有害物質等の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うことにより、有害物質等の漏えいへの対応力を高める必要がある。
- 4 複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国・県と連携し、地域間で協力して対応する必要がある。
- 5 水素等の次世代エネルギーについても、遗漏なく安全確保対策を推進する必要がある。
- 6 災害時に有害物質の流出等を住民等へスマートに情報提供できるよう、化学物質関連の届出等の情報の有効活用を図る必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 7 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従った対策の徹底を指導する必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける必要がある。
- 8 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める必要がある。
- 9 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 10 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する必要がある。また、町有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。

4-3 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進)

- 1 全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトを確保する必要がある。
- 2 金融関係機関合同の防災訓練を定期的に実施し、その結果を基にBCPを見直し、実効性の維持・向上を図る必要がある。
- 3 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる必要がある。
- 4 現金、預金口座情報等を失った被災者が預金の引き出し等を行うことができるよう、預金口座へのマイナンバー付番等を進める必要がある。

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 1 農地や農業施設等の被害の軽減や速やかな経営再開のため、農業版BCPに対する知識や作成方法等を普及する必要がある。
- 2 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図る必要がある。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する必要がある。
- 3 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靭化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 4 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道橋等の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。
- 5 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。

(物流インフラ網の構築)

- 6 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化や空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める必要がある。

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 1 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 2 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する必要がある。

(水の安定供給)

- 3 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る必要がある。
- 4 気候変動等の影響により、渇水がさらに深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する必要がある。
- 5 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する必要がある。

4-6 農地・森林等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 1 地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資するコミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 2 農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する必要がある。

(野生鳥獣による食害対策等の推進)

- 3 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。
- 4 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する必要がある。

対策目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 1 災害情報を全ての町民が受け取ることができるように、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。
- 2 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る必要がある。

(河川情報の冗長化の推進)

- 3 きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における町民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に町民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する必要がある。

(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)

- 4 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う必要がある。
- 5 外国人町民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 6 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 7 住宅・建築物の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

(避難指示等の発令)

- 8 避難指示等の発令については、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、空振りをおそれず、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。
- 9 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。
- 10 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、県の運用する「愛知県防災情報システム」を引き続き活用する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

11 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

12 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

1 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。

2 ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

3 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める必要がある。その際、再生可能エネルギー・廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める必要がある。

4 再生可能エネルギー・水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

(停電時における電動車等の活用)

5 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

1 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

2 SSの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

3 LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスの確保を図る必要がある。

(SS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化)

4 SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する必要がある。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。

(スマート保安の推進)

5 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安のさらなる普及を図る必要がある。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進)

6 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上下水道施設の耐震化等の推進)

1 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する必要がある。

(水道施設の防災対策の強化)

2 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する必要がある。

3 上水道、工業用水道施設について、地震防災対策実施計画等に基づき、耐震性の不足している施設の耐震化を推進する必要がある。また、県等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る必要がある。

4 上水道、工業用水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路の2条化などの管路整備を計画的に進める必要がある。

5 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

(下水道施設の耐震化等の推進)

6 下水処理場や管路等の耐震化・耐水化を推進する必要がある。

7 下水道事業についての事業継続計画の充実を図る必要がある。

(農業集落排水施設等の耐震化等の推進)

8 農業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。

(浄化槽の整備)

9 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(汚水処理施設の防災対策の強化)

10 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

(代替水源の確保)

11 被災時の生活用水等の確保を図るため、防災井戸や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する必要がある。

5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 1 道路橋梁の耐震補強、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓閉に係る体制整備などを推進する必要がある。
- 2 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する必要がある。
- 3 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する必要がある。
- 4 災害時においても道路交通の安全を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する必要がある。
- 5 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する必要がある。
- 6 県と協力して、地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する必要がある。
- 7 地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。
- 8 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網を確保し、地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する必要がある。
- 9 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。

(空港施設の防災対策の推進等)

- 10 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を引き続き実施するとともに、A2-BCPの実効性向上を図る必要がある。

(災害時における放置車両対策)

- 11 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

対策目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 1 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。
- 2 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する必要がある。
- 3 サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する必要がある。
- 4 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる必要がある。
- 5 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 1 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、町民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める必要がある。また、防災人材のネットワーク化を推進する必要がある。
- 2 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める必要がある。
- 3 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 4 町内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- 5 ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入態勢の整備を図る必要がある。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 6 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、職員を県の技術力向上のための研修に参加させる必要がある。分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する必要がある。
- 7 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する必要がある。
- 8 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する必要がある。
- 9 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保)

- 1 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- 2 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める必要がある。
- 3 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定をする必要がある。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 4 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、県、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災建築物や被災宅地の危険度判定)

- 1 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。

(家屋被害への対応の迅速化)

- 2 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。
- 3 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT技術の活用を図る必要がある。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 4 応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県と協力して民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 5 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(生活再建の促進)

- 6 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する必要がある。
- 7 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図る必要がある。
- 8 町民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

(地籍調査の推進等)

- 9 土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、引き続き地籍調査の推進により登記所備付地図の整備を進める必要がある。
- 10 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 11 所有者不明土地対策計画作成制度等の活用をする必要がある。

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 1 河川・堤防等の耐震化など地震による浸水対策、洪水・高潮等による浸水対策や広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する必要がある。
- 2 国や県、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や町における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

(河川堤防等の耐震化等の推進)

- 3 河川の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(地籍整備の促進)

- 4 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的手法導入推進基本調査等により、さらなる地籍整備を促進する必要がある。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 1 町民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する必要がある。
- 2 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

(コミュニティの活力の確保等)

- 3 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する必要がある。
- 4 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける必要がある。
- 5 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与える、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む必要がある。

6-7 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による國家経済等への甚大な影響

(的確な情報発信のための体制強化)

- 1 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う必要がある。
- 2 國際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う必要がある。
- 3 外国人住民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する必要がある。

(中小企業におけるバックアップ体制の確保)

- 4 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する必要がある。

(事前防災対策の推進)

- 5 様々な自然災害から町民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、國家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する必要がある。

2. 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 個別施策分野

① 行政機能／消防等／防災教育等

■行政機能

(地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえ、情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する必要がある。

(非常時優先業務の実施)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障を来すことのないよう対策を図る必要がある。そのため、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、防災拠点と国や県、地方他自治体、関連事業者等との連携等を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る必要がある。また、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のあるOB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する必要がある。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する必要がある。

- 町有施設（建築物）の耐震化の防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震に対し、耐震化が行われている必要がある。耐震化率は100%（平成26年度）となっており、進捗しているものの、老朽化していく町有施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応機能が損なわれることがないよう、対策を推進する必要がある。また、浸水想定等に基づく水害対策についても取組を進める必要がある。

- 国や県内外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制を整備する必要がある。

- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる必要がある。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援の要請を行う必要がある。

- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する必要がある。

- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る必要がある。

(基幹的広域防災拠点の整備の推進)

- 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点の整備を推進する必要がある。

(防災の主流化)

- 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、町民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 災害対応力を高めるため、国や県、関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平常時より継続的に必要な人材を育成する必要がある。

(避難生活環境の向上)

- 12 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施する必要がある。
- 13 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。避難所の運営に当たっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る必要がある。
- 14 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する必要がある。

■消防等

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 15 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める必要がある。
- 16 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る必要がある。

(訓練等による人材・組織の充実、装備・資機材の充実等による災害対応力の向上)

- 17 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。
- 18 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路・航路の啓開や民間輸送業者を含む体制整備を推進する必要がある。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練を実施する必要がある。

(施設の耐災害性の向上)

- 19 消防施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した消防施設の建て替えや、消防活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や対処能力のさらなる向上など、災害時における消防機能の確保を図る必要がある。

(救出・救助等に係る体制強化)

- 20 限られた時間で最適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するためのICT機器等のデジタル化を踏まえた取組を進める必要がある。
- 21 水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

■防災教育等

(効果的な教育・啓発の実施)

- 22 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるように、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する必要がある。
- 23 「世界津波の日」や「津波防災の日」の意識啓発や津波等の防災教育を推進する必要がある。

② 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 1 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。
- 2 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える必要がある。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。
- 3 そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。
- 4 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する必要がある。
- 5 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す必要がある。

(火災対策)

- 6 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する必要がある。
- 7 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する必要がある。
- 8 地震発時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める必要がある。

(帰宅困難対応)

- 9 一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがないため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。

(水の確保、排水・汚水処理機能の確保)

- 10 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する必要がある。また、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。さらに、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する必要がある。
- 11 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水が円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る必要がある。
- 12 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する必要がある。また、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する必要がある。
- 13 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要がある。
- 14 水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、県等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る必要がある。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 15 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める必要がある。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、個別施設設計画の内容の充実を図りつつ、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する必要がある。また、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する必要がある。また、広域防災補完拠点として必要な役割(災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点)を担うための取組を引き続き実施する必要がある。
- 16 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン(令和2年6月)」を踏まえた対策を推進する必要がある。
- 17 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する必要がある。
- 18 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化(防災を主流化)するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化を図る必要がある。
- 19 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する必要がある。

(危険な空家の除却等への支援)

- 20 危険な空家の除却や空家等対策計画を策定する必要がある。

(関係機関による連絡調整)

- 21 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水、高潮等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に実行する必要がある。

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 22 応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する必要がある。
- 23 生業(農畜産業等)上の理由により自宅を離れることができない被災者など、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める必要がある。

(復興に向けた住まいの在り方)

- 24 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 25 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。
- 26 町民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

(浸水対策の推進)

- 27 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 28 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する必要がある。

(流域治水の推進)

- 29 都市化の進展の著しい新川流域は、将来の気候変動の影響による降雨量の増加や流域のさらなる開発に伴う雨水流出量の増加に対応し、これまでの総合治水対策に加え、水災害に対応したまちづくりとの連携など、効果的かつ円滑な流域水害対策の推進を図る必要がある。

(文化財の防災対策等)

- 30 町民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する必要がある。

③ 保健医療・福祉

(医療施設等の耐震化・施設等整備の推進)

- 1 災害時において医療機関が都道府県やDMAT等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、医療機関についても非常用通信手段の整備を推進する必要がある。

(災害医療体制の整備)

- 2 BCP未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所などの福祉機能を担う施設に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率と実効性の向上を図る必要がある。

- 3 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備など）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた部局横断的な具体的な検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する必要がある。

- 4 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と県で連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める必要がある。また、災害時等に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するため、発災時等に日本赤十字社の供給体制に支障が生じることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める必要がある。

- 5 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する必要がある。

- 6 災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置等、災害時の福祉支援体制の整備を進める必要がある。

- 7 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

- 8 かかりつけ医・かかりつけ薬局が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関や薬局で被災者の投薬歴（お薬手帳やオンライン資格確認等システム）等を参照し、適切な治療が行われるようにする必要がある。

(感染症対策)

- 9 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する必要がある。

- 10 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握に努める必要がある。

(災害時保健活動の確保)

- 11 大規模災害発生時、指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、適切なDHEATの派遣要請及び派遣されたDHEATが災害発生時に県に設置される保健医療調整本部や保健所等のマネジメント支援を受け、指揮調整機能が円滑に進むように、受援体制を整備する必要がある。

- 12 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、県と協力して保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。
- 13 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

④ エネルギー

（エネルギー供給体制の強化）

- 1 災害時を含め、電力融通のさらなる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める必要がある。
- 2 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える必要がある。

（エネルギー関連施設の機能向上）

- 3 SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する必要がある。
- 4 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、センシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安のさらなる普及を図る必要がある。

（エネルギー供給の多様化）

- 5 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める必要がある。その際、再生可能エネルギー・廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める必要がある。
- 6 再生可能エネルギー・水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 7 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 8 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、SSの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。

（電力設備の早期復旧体制整備の推進）

- 9 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。
- 10 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。
- 11 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

（停電時における電動車等の活用）

- 12 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

⑤金融

(金融関連施設の機能向上)

- 1 全ての主要な金融機関において、店舗等の耐震化や自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保、通信手段の多様化等の対策を早期に実施する必要がある。

(金融サービスの体制強化)

- 2 金融決済機能の継続性を確保するため、金融庁・中央銀行と各金融機関が合同で防災訓練等を定期的に実施するとともに、その結果を基にBCPを見直し、実効性の維持・向上を図る必要がある。

(金融機関における情報発信)

- 3 災害が発生した場合には、各金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う必要がある。また、金融機能の停止による信用の不安の発生リスクを低減させるため、災害時情報発信手段を複数確保する必要がある。

⑥情報通信

(情報提供・共有の充実)

- 1 防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有のために国が整備している総合防災情報システムとの連携強化を進める必要がある。
- 2 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靭化、地方公共団体・県やライフライン事業者、多様なメディア等によるJアラートのさらなる利活用を推進する必要がある。

(情報通信施設の耐災害性の向上)

- 3 防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、行政の機能不全に陥ることを防ぐため、防災通信設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルートの多重化を進める必要がある。
- 4 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しが実施されることとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する必要がある。
- 5 災害情報を全ての町民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

- 6 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。
- 7 外国人を含む旅行者等への情報提供として、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。

(災害情報システムの機能向上等)

- 8 リアルタイムで被害情報を集約・分析・共有するために整備・運用している各機関の災害情報システムについて、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る必要がある。
- 9 また、アクセス集中等によるシステムダウンを回避する関係施策の充実を図る必要がある。
- 10 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める必要がある。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 11 平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 12 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 13 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 14 大規模災害発生時に通信サービスが途絶した場合における迅速な応急復旧のため、国・地方公共団体・通信事業者等により、初動対応を想定した訓練を実施し、電力供給、燃料供給、倒木処理等に係る関係機関との連携強化を図る必要がある。また、実際に災害が発生した際に通信サービスが途絶してしまった場合であっても早期に復旧できるよう、電気通信事業者や被災自治体等に対し、移動電源車や災害対策用移動通信機器を迅速に貸し出せる等の体制を整備する必要がある。

⑦ 産業・経済

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 1 BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定を引き続き促進する必要がある。中小企業に対しては、保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発を含め、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る必要がある。
- 2 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 3 事業継続の観点から、テレワーク(在宅勤務)による事業継続の取組を促進する必要がある。
- 4 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する必要がある。

(産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等)

- 5 産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図る必要がある。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- 6 多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の災害リスクが高いエリアを踏まえた移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する必要がある。

(建設業における担い手の確保等)

- 7 災害時の道路啓開等の復旧復興を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等によって担い手が不足しており、担い手確保・育成の観点から、就労環境の改善を図るとともに、デジタル化を通じて生産性の向上を図る等、若者にとって魅力ある職場環境を構築する必要がある。

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 8 「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進)

- 9 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

(強靭化に資する適切な民間資金の活用)

- 10 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する必要がある。

⑧ 交通・物流

(道路施設の耐震化、耐災害性向上)

- 1 交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する必要がある。
- 2 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路が流失し被災地へアクセスできず孤立が長期化することを防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する必要がある。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。
- 3 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進する必要がある。
- 4 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。

(交通網・交通拠点の整備)

- 5 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る必要がある。
- 6 大規模災害等の際に道路交通が麻痺することを防止し、安全な道路交通を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する必要がある。
- 7 豊山町地域防災計画への位置付けを踏まえ、引き続き防災設備の整備、BCPの策定等の災害対応の体制の構築を推進する必要がある。
- 8 地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き県とともに推進する必要がある。

(交通マネジメント、交通情報の提供)

- 9 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する必要がある。
- 10 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する必要がある。
- 11 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プロープ情報の活用、広域交通管制システムの運用、ICTを活用した情報収集・共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す必要がある。
- 12 災害時における情報提供が遅れぬよう、AIによる画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する必要がある。
- 13 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する必要がある。
- 14 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- 15 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する必要がある。

16 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔で網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する必要がある。

17 道路啓開等総合啓開などの復旧・復興業務を迅速に行うため、これらの業務を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進する必要がある。

（帰宅困難者等対策）

18 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等应急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する必要がある。

19 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を推進する必要がある。

20 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオープースペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。

（港湾等の災害対策）

21 航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

（空港等の災害対策）

22 台風などの顕著な気象現象が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への影響を最小限とするとともに空港や航空路の安全を確保するため、乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や解説強化を行う必要がある。

（旅行者対策）

23 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う必要がある。

24 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターによる訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せの対応などの紹介、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る必要がある。

（物流に係る災害対策）

25 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する必要がある。また、避難所への物資を滞りなく届けるため、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める必要がある。

26 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者におけるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する必要がある。

27 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクについて認識の共通化を進め、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する必要がある。

⑨ 農林水産

（農村における人命・財産を守る防災・減災対策）

1 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する必要がある。

（国内の食糧生産のためのハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化）

2 農林水産業に係る生産基盤等については、農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道橋の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

3 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。

4 農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。

(農林水産業の振興、農村コミュニティの維持による災害対応力向上)

5 地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資するコミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

6 農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を適切に整備する必要がある。

7 防災機能の強化、災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。

(応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進)

8 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする必要がある。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る必要がある。

9 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

(都市農業の振興等)

10 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る必要がある。

11 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組を推進する必要がある。

⑩ 町土保全

(総合的な町土保全対策の推進)

1 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、引き続き河川改修、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、想定し得る最大規模の洪水、内水及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

2 河川の整備に係る計画等について、洪水、内水、高潮等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮して見直しを行う必要がある。

3 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係行政機関の緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。あわせて、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する必要がある。

4 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める必要がある。

5 大規模地震が想定される地域等の河川において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震対策を進める必要がある。

- 6 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る必要がある。
- 7 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、地域気候変動適応計画を策定する必要がある。
- 8 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する必要がある。

(ソフト対策の充実)

- 9 洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組を促進する必要がある。
- 10 豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、洪水・内水・高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成、緊急速報メールを活用したプッシュ型配信、避難情報の的確な発令を支援する水害対応タイムラインの作成等を進める必要がある。
- 11 地域の実情に合った避難方法の構築や、土地利用の在り方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防衛」により被害を最小化し、防災地域づくりを進める必要がある。
- 12 気候変動等の影響により、渇水がさらに深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する必要がある。

(効果的な施設整備)

- 13 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

(既存施設の管理・活用の推進)

- 14 河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。

(健全な水循環の維持、回復)

- 15 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する必要がある。

(災害対応策の高度化等)

- 16 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工やBIM／CIM導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の自動化・自律化・遠隔化技術等の開発・改良等を促進する必要がある。また、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成に中長期的に取り組むとともに、自治体職員の技術力向上、災害復旧事業等への支援体制の強化等を進める必要がある。

⑪ 環境

(大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理)

- 1 繙続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める必要がある。

(災害廃棄物処理計画の実効性の向上等)

- 2 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化)

- 3 化学物質の漏えいへの対応力を高めるとともに、複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国・県と連携し、地域間で協力して対応する必要がある。また、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する必要がある。

(浄化槽の災害対応力の強化)

- 4 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、単独浄化槽から災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽への転換を推進する必要がある。

(地球環境問題への対応等)

- 5 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。

- 6 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する必要がある。

⑫ 土地利用

(安全な地域づくり)

- 1 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める必要がある。

- 2 持続可能で多様性に富む強靭な地域を形成するため、新たな国土形成計画に示された「シームレスな拠点連結型国土」の考えを基本に、質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じた災害時等のリダンダンシー確保のための取組等を推進する必要がある。

- 3 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持してきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける必要がある。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 4 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。

- 5 事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するようにする必要がある。

(地籍整備の促進)

- 6 緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化するとともに、登記所備付地図を整備する必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 7 改正所有者不明土地法に基づき所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する必要がある。

(首都機能をバックアップできる町土構造の構築)

- 8 「自律・分散・協調」型社会を実現するため、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携し、それぞれの地域や町の強靭化を進める必要がある。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靭化に関する教育等の推進)

- 1 國土強靭化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助・共助の取組を効果的で持続的なものとする必要がある。このため、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、國土強靭化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む必要がある。
- 2 災害発生時に一人一人が迅速・的確に行動をとることができるように、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。住民が主体的で適切な行動により命を守るために、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することにより、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る必要がある。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 3 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 4 民間企業や防災に関する専門家の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(自助の取組の促進)

- 5 BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靭化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める必要がある。

(要配慮者への対応)

- 6 要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

- 7 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(共助社会づくり)

- 8 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大につながることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する必要がある。

- 9 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する必要がある。

(高齢者の役割の再認識)

- 10 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靭化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する必要がある。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 11 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る必要がある。

12	高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う必要がある。
13	各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する必要がある。
14	避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。
15	想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する必要がある。
16	水害に直面した際に町民が正しい行動がとれるよう、町民目線の情報提供や、町民の自発的な行動を促す地域協働型の取組など県の「みずから守るプログラム」の推進を図る必要がある。 (地震に関する調査及び情報提供)
17	県により想定される巨大地震等について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の推計・見直しを適宜実施し、作成された調査結果を周知する必要がある。
18	頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、町民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める必要がある。

② 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 1 東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入態勢の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。
- 2 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、町民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める必要がある。また、防災人材のネットワーク化を推進する必要がある。
- 3 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない職員を中心とした技術力向上のための研修への参加や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する必要がある。
- 4 職員に対して、防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化、災害救助法の理解促進等を図る必要がある。
- 5 大規模な自然災害の発生に備えて、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。
- 6 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める必要がある。
- 7 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める必要がある。
- 8 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する必要がある。
- 9 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安のさらなる普及を図る必要がある。
- 10 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める必要がある。

(指導者等の育成)

- 11 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会に参加することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する必要がある。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む必要がある。

③ 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 1 インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている必要がある。限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、豊山町公共施設等総合管理計画及び施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する必要がある。

(維持管理の体制整備)

- 2 インフラ維持管理・更新の担い手の減少や、多くのインフラを管理するための予算や人的資源の不足が懸念されているため、ドローンやAI、IoTを活用したリモートセンシング等、少ない人手で効率的に対応できるような技術活用や実行性ある維持管理体制の整備を進める必要がある。

(社会資本の維持管理)

- 3 社会資本の管理において、持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、県・関係機関と連携して行う必要がある。

④ 研究開発

(技術開発成果の転用と活用)

- 1 地域の特性等を踏まえて災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する必要がある。

- 2 CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める必要がある。

(イノベーションの創造)

- 3 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、スマート防災ネットワークの構築等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る必要がある。

⑤ 産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 1 国及び地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、大規模災害を想定した広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実践的な共同訓練の実施等を推進する必要がある。

(産学官民の連携)

- 2 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、帰宅困難者等対策、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する必要がある。
- 3 連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や自立・分散型エネルギーの導入、施設の堅牢化等についても平時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 4 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有、円滑な避難行動の促進や物資の調達・輸送に向け、デジタル活用等の新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の官民で連携した取組を推進する必要がある。
- 5 個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入態勢の整備をする必要がある。また、災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める必要がある。
- 6 平時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する必要がある。
- 7 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する必要がある。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る必要がある。
- 8 豊山町の強靭化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる必要がある。

(豊山町の強靭化に資する適切な民間資金の活用)

- 9 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する必要がある。

(新時代に地域力をつなぐ国土の形成)

- 10 「新たな国土形成計画」で示された「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、未曾有の人口減少、少子高齢化や巨大災害リスクの切迫化など地域が直面する諸課題を克服する「地域力」を高めるため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築する必要がある。

(地域の民間企業等との連携)

- 11 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。
- 12 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する必要がある。
- 13 物流機能やサプライチェーンの維持のため、物流事業、製造業、農林水産業関係者のBCP未策定企業に対するBCP策定への理解促進とともに、関係者間で連携したBCPの策定を進める必要がある。さらに、一定程度BCPの策定が進んでいる金融機関、交通事業者、通信事業者、ライフライン事業者においては、災害対応の実効性を高めるために実動訓練による継続的な改善を図る必要がある。

⑥ デジタル活用

(デジタル技術の活用)

- 1 施設台帳や図面のデジタル化、民間企業における財務・経理情報のデジタル化など、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する必要がある。
- 2 國土強靭化の取組を効率的に進めるために、現場におけるロボット、ドローン、AI等の活用、ICT施工の実施、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。